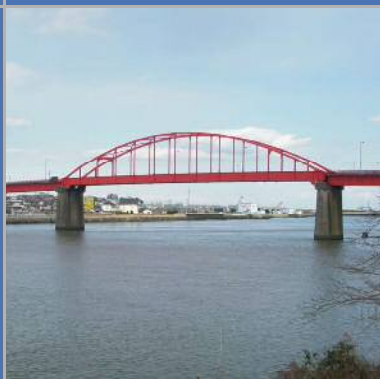




大洗町おもてなし景観づくり
～ 大洗町景観計画 ～



平成 27 年 12 月
大 洗 町





「大洗町景観計画」策定にあたって

大洗町は、茨城県太平洋沿岸のほぼ中央に位置し、那珂川や涸沼などの水に囲まれた美しい自然環境を背景に、「人が輝き 海が育む ふれあいのまち大洗」を将来像としてまちづくりを進めています。

本町には、神磯、大洗海岸、大洗港などの海に面した景勝地に加え、台地から見下ろす海と街並みの眺め、涸沼の自然景観など、たくさんの魅力ある景観資源が存在しており、このような本町全域に点在する素晴らしい景観資源を保全・活用し、大洗町らしい魅力あるまちづくりを進め、町全体の活性化につなげることが重要であると考えています。

景観を生かしたまちづくりについては、平成 16 年にわが国初の景観に関する総合的な法律として景観法が制定されました。景観法においては、景観を整備・保全するための基本理念を明確にし、住民、事業者、行政の責務を明確化しており、地方公共団体は、良好な景観形成の促進に関し、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するという責務を有しております。

このような背景を受け、本町は、地域の特性に応じた街並みや風景を守り育てる施策を主体的に展開していくため、平成 24 年 3 月に景観行政団体となりました。そして、町民、事業者及び行政の協働により良好な景観形成を図り、この貴重な資源を保全・活用・創造し、次代へ継承していくために、大洗町景観計画策定委員会を設置し、数次にわたる検討を重ね、このたび「大洗町景観計画」を策定しました。

本計画に基づき、町民、事業者及び行政の協働による景観まちづくりを進め、誰もが訪れて良かった、住んで良かったと思える「おもてなし景観づくり」に取り組んでまいりますので、今後ともなお一層のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました町民の皆様方をはじめ、熱心にご審議いただきました大洗町景観計画策定委員会委員を始めとする関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 27 年 12 月

大洗町長、小島 隆亮

目 次

序 章 計画の背景と目的	1
1. 計画の背景と目的	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画策定の流れ	3
第1章 大洗町の景観特性と課題の整理	5
1. 景観特性	6
2. 景観計画に向けた課題の整理	9
第2章 景観計画区域	11
1. 景観計画区域	12
第3章 良好な景観形成に関する基本方針	13
1. 景観形成の基本理念	14
2. 町全域の景観形成の目標	15
3. 町の景観構造	16
4. 景観ゾーン・景観拠点・景観軸の設定	17
5. 景観形成基本方針	20
(1) 景観ゾーンの基本方針	20
(2) 景観拠点の基本方針	22
(3) 景観軸の基本方針	26
6. 景観形成重点地区の設定	29
第4章 景観形成基準（町全域）	31
1. 景観形成基準の設定方針	32
2. 届出の主な流れ	34
3. 届出対象行為	35
4. 景観形成基準	36
(1) 建築物の景観形成基準	36
(2) 工作物の景観形成基準	42
(3) 開発行為の景観形成基準	42
(4) その他の景観形成基準	43

第5章 景観形成重点地区	45
1. 駅前海岸線沿道地区	46
2. 宮下地区	54
第6章 景観重要建造物・樹木の指定の方針等	63
1. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針	64
2. 景観重要公共施設の整備に関する事項	65
3. 屋外広告物の表示の制限等に関する事項	66
第7章 景観まちづくり推進方策	67
1. 景観まちづくり推進方策	68
2. 景観まちづくりの推進主体	69
※ 資料編	71
1. 計画の策定体制	72
2. 景観計画策定に係る町民意識調査	75

序 章 計画の背景と目的

1. 計画の背景と目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画策定の流れ



序章 計画の背景と目的

1. 計画の背景と目的

大洗町は、太平洋や涸沼の美しい景色や特徴的な眺望をもつ町として、「景観」に関する取り組みに力を入れていこうとしています。平成 22 年度には「大洗町景観計画策定基礎調査」として地域特性の把握や景観資源の整理を行い、平成 24 年度には「景観計画策定に係る町民意識調査等業務」として町民に対するアンケート調査等を実施してまいりました。「第 5 次大洗町総合計画」（平成 22 年 3 月策定）では、基本計画に「景観行政への取り組み」を位置づけており、その実現を図るため平成 24 年 3 月に「景観行政団体」となりました。

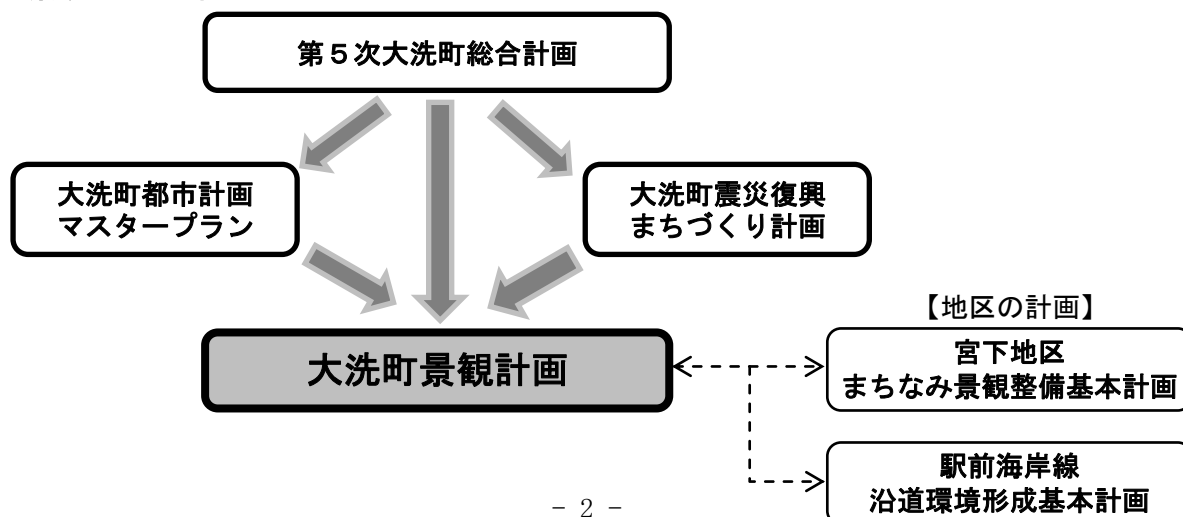
その間、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、太平洋に面する本町は、津波により町域面積の約 10%が浸水し、住宅や店舗、観光施設、水産加工施設など甚大な被害を受けました。また、福島第一原子力発電所の事故に伴う風評被害も重なり、地域経済面での復興も課題となっています。今後は、震災の教訓を生かしながら、安全・安心なまちづくりを進める一方で、観光地・景勝地として良好な景観づくりをいかにして両立していくかが課題となっています。

このような背景を踏まえ、本町の景観資源や特性を生かした景観計画を策定し、市民・事業者・行政の協働により魅力ある景観づくりに取り組むための指針を示すことを目的とします。

2. 計画の位置づけ

「大洗町景観計画」は、上位計画である「第 5 次大洗町総合計画」や「大洗町都市計画マスタープラン」との整合を図りながら、景観法に基づく景観計画として策定します。また、計画の策定にあたっては、「大洗町震災復興まちづくり計画」や、宮下地区の景観整備の方向性を示した「宮下地区まちなみ景観整備基本計画」や、駅前海岸線沿道地区の将来像を示した「駅前海岸線沿道環境形成基本計画」などにも配慮します。

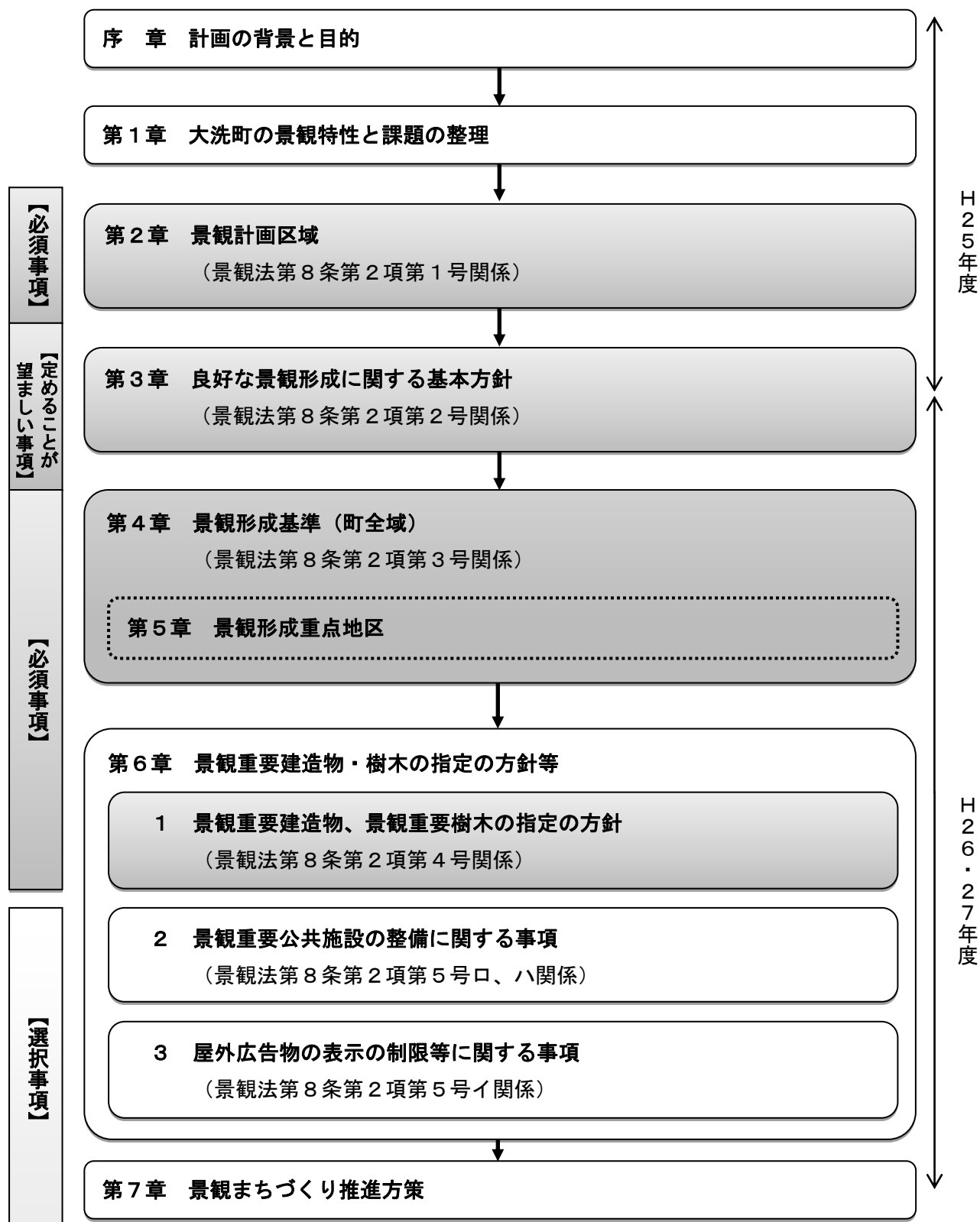
■景観計画の位置づけ



3. 計画策定の流れ

「大洗町景観計画」の策定フローは以下の通りです。

■景観計画策定フロー



第1章 大洗町の景観特性と課題の整理

1. 景観特性
2. 景観計画に向けた課題の整理



第1章 大洗町の景観特性と課題の整理

1. 景観特性

(1) 水辺・緑景観の特性

大洗町は海岸をはじめ、那珂川や潤沼の水辺に囲まれ、海岸沿いの松林等の緑地や、高台の緑豊かな集落景観が大きな特色となっています。

■水辺・緑景観資源



大洗海岸



潤沼



松川干拓地



松林

(2) 生活・産業景観の特性

南北に長い大洗町は、町域中心部に生活や産業を営む場である市街地が集まっています。海に近い低地部には昔ながらの商店街が続き、水産加工施設や民宿が点在する街並みが残っています。一方、台地部には新たな生活の場である住宅地や沿道サービス施設が広がっています。

■生活・産業景観資源



商店街



漁港



住宅地



沿道サービス施設

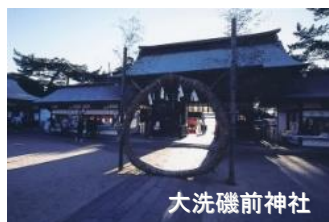
(3) 歴史・文化景観の特性

町内には、神社・仏閣などの歴史・文化資源や、文化財にもなっている建物や鳥居等の構造物が点在しており、特に町域北部の海岸沿いや市街地、那珂川沿いに集積しています。一方で、大洗海岸や大洗港周辺には、観光・レジャー施設が集積し、新たな景観を形成しています。

■歴史・文化景観資源



大鳥居



大洗磯前神社



アクアワールド大洗



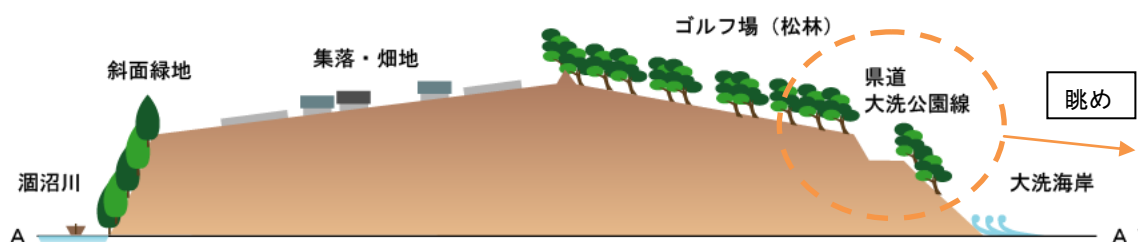
大洗港周辺

(4) 地形的特性

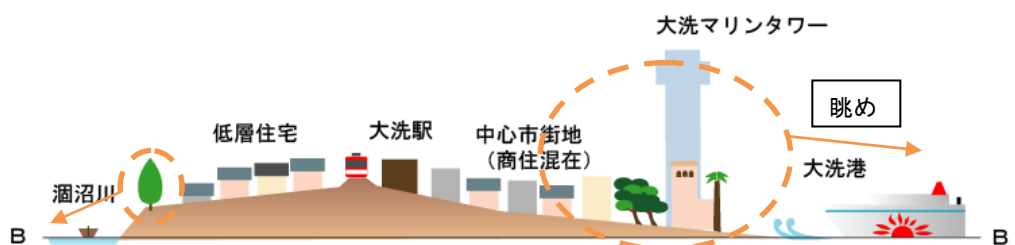
大洗町は、町域北部と南部は台地となっており、斜面緑地や松林等にも守られた中に集落があり、海岸には緑のスカイラインが形成されています。また、台地の一部から海岸や涸沼沿いの広大な風景を眺めることができます。町域中央部には、市街地が発達しており、街なかの路地からは海の風景が望めます。大洗港付近にはマリントワーを中心とした新たな街並みが形成されています。

■大洗町の地形 断面（模式図）

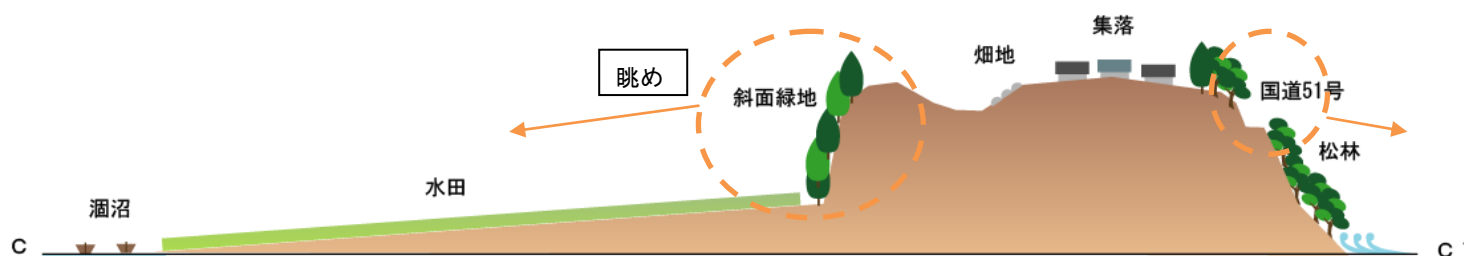
【町域北部】・・・・・・・・・・水辺・緑景観＋歴史・文化景観



【町域中央部】・・・・・・・・・・生活・産業景観＋歴史・文化景観



【町域南部】・・・・・・・・・・水辺・緑景観＋歴史・文化景観





2. 景観計画に向けた課題の整理

大洗町の景観特性を踏まえ、それぞれの課題を整理します。

（１）水辺・緑景観の課題

■海岸景観の保全・景観誘導

海岸景観については、大洗町らしさや誇りを持てる風景として評価されていることから、さらに景観保全や誘導を進め、価値を高めていくことが必要であると考えられます。特に、町の骨格を形成する国道 51 号や、主要地方道水戸鉾田佐原線や県道大洗公園線などは海岸を走る道路として重要な景観軸でもあり、沿道における環境美化や、サービス施設の看板・広告物等、景観形成に大きくかかわる要素については、今後町民や企業との協議を重ねながら、景観誘導方策を検討していくことが必要です。

■斜面緑地や松林等の緑環境の保全

海岸沿いの松林や、台地と低地の間の斜面緑地は、水と緑に囲まれた大洗町の景観形成上重要な要素ですが、松林の立枯れや手入れ等については課題も多いことから、今後はまとまりある緑を保全し、集落や街並みとの調和を図っていくための保全方策を検討していくことが必要です。東日本大震災を経験した今、防災・減災に配慮する意味でも、緑地の保全は重要です。また、涸沼川沿いの広大な水田風景なども、生産の場としてだけでなく、集落とともに維持・保全を図っていく視点が必要です。

（２）生活・産業景観の課題

■住宅地や商店街など生活の場での取り組み

区画整理された住宅地の街並みや商店街は、意向調査においても景観としての評価はあまり高くありません。しかし、生活空間を美しく保つことは暮らす人にとっても訪れる人にとっても重要であり、「地域の清掃・美化活動などに参加する」「地域や家庭で花や緑を植える」といった生活に密着した身近な場所から、緩やかに景観まちづくり活動を進め、さらには地区計画や協定、生け垣の推進などの取り組みも考えていくことが必要です。

■漁港などの営みの風景の保全・活用

漁港や魚市場、加工所、海に向かう路地などは人の営みの風景であり、心に残るどこか懐かしい風景こそ大洗らしさであるともいえます。これらは、町の暮らしを支えるだけでなく、後世に伝える貴重な景観資源でもあり、新たな景観づくりとの調和を図りつつ、今後も守り活かしていくことが必要です。

（３）歴史・文化景観の課題

■重要景観資源の保全・活用

大洗町には「神磯鳥居」「大洗磯前神社」「海辺の朝日」のように数々の自慢できる風景が存在しており、今後は、文化財だけでなくそれらの景観資源を保全・活用していくための方策を検討していくことが必要です。特に、現在文化財指定を受けていない建築物や工作物、樹木についても、景観上の重要性を見極め、景観資源としてだけでなく、観光資源としての活用を検討していくことが必要です。

■公共施設・余暇施設等の大規模施設の配慮

公共施設や観光のための余暇施設などの比較的規模が大きく、シンボルとなる施設は、町の景観形成を左右する要素にもなり、訪れた人々の町の印象にも大きな影響を与えます。このため、海や周辺街並みとの調和への配慮や、眺望景観を意識した整備のあり方を検討していくことが必要です。

■町の顔となる重点的な景観向上への取り組み

大洗駅周辺、旅館街、大洗港などは、町外の人にも訪れる場所であり、観光面からも重要な場所であるといえます。近年では、アニメの影響により商店街を散策する人も増えています。これらの「町の顔」となる地区については、景観形成を図り、訪れる人をおもてなしするため、一歩進んだ工夫を図っていくことが必要です。

（４）地域全体の課題

■眺望景観やビュースポットの保全・活用

海、那珂川、涸沼・涸沼川などの水辺の眺めとともに、街並みや筑波山などの山並みがみられることは、大洗町の景観特性として重要です。茨城百景や巖船一里塚ロードパーク等、既に眺望点として整備されている場所もありますが、そこへの案内やアクセスの向上、環境整備など、より多くの人を楽しめる場づくりを進めることで、地域をつなぎ、町全体で景観を楽しめるようになることが必要です。

■町民と事業者との協働による景観づくり

景観づくりは、町民や事業者の協力なしに進めることは困難です。意向調査によると、町民の景観づくりに対する関心は高く、今後、大洗町として景観づくりを進めるにあたっては、行政だけでなく、町民や事業者との協働により取り組むことが必要と考えられます。

【大洗町の景観づくりの課題】

①水辺・緑景観の課題

■海岸景観の保全・景観誘導

■斜面緑地や松林等の緑環境の保全

②生活・産業景観の課題

■住宅地や商店街など生活の場での取り組み

■漁港などの営みの風景の保全・活用

③歴史・文化景観の課題

■重要景観資源の保全・活用

■公共施設・余暇施設等の大規模施設の配慮

■町の顔となる重点的な景観向上への取り組み

④地域全体でつくる景観の課題

■眺望景観やビュースポットの保全・活用

■町民と事業者との協働による景観づくり

第2章 景観計画区域

1. 景観計画区域

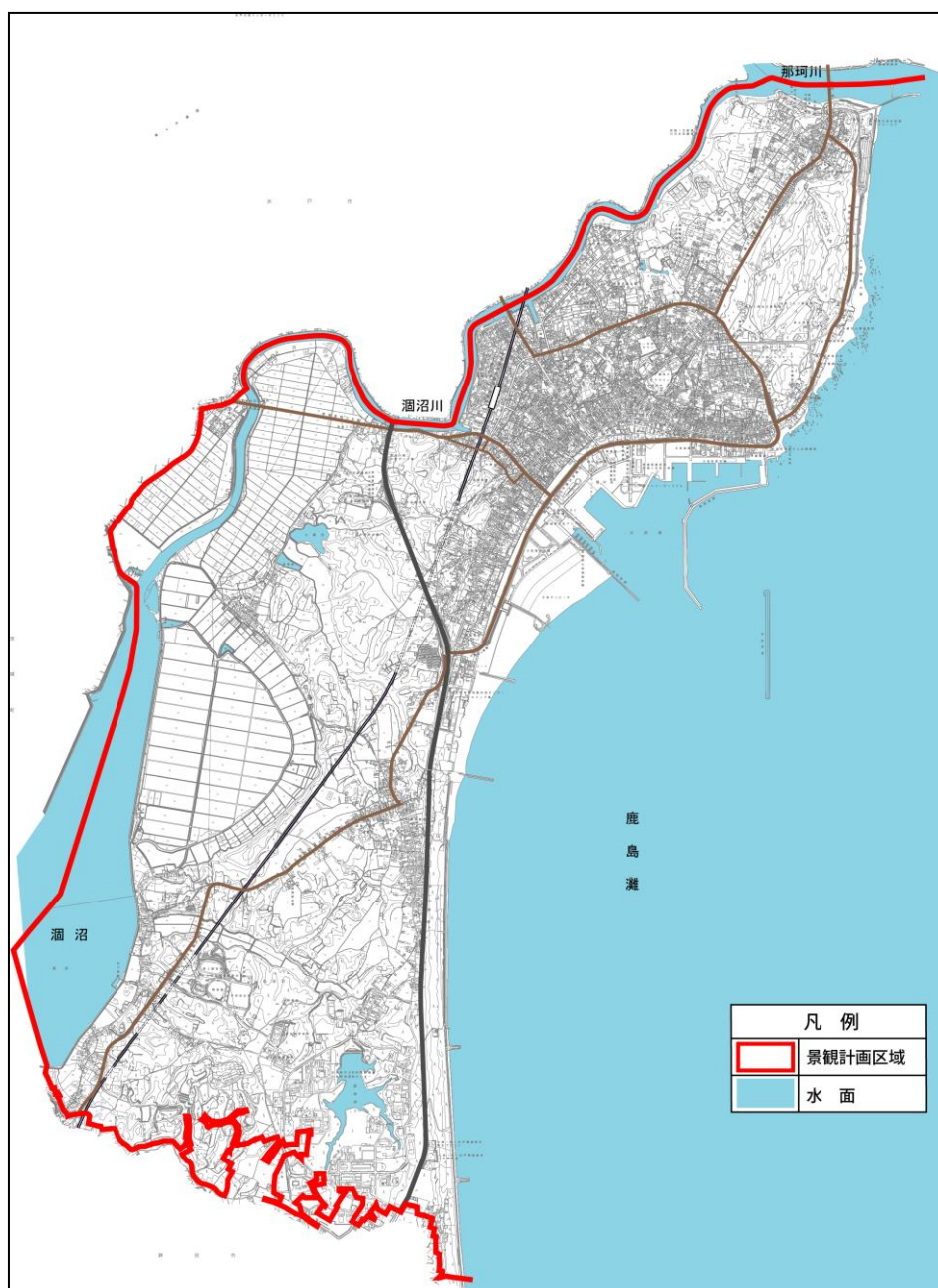


第2章 景観計画区域

1. 景観計画区域

景観に対する課題や背景、町民の意向などを踏まえると、大洗町は町域全域に景観資源が広がっていることから、景観計画区域（景観法第8条第2項に基づく）を**大洗町全域**とします。今後は「人が輝き海が育む ふれあいのまち大洗」を実現するため、海や河川などの水辺に囲まれ緑豊かな美しい景観を保全し、景観を通じて人と人とのつながりが生まれるよう、全町域で景観形成を進めます。

■大洗町景観計画区域（大洗町全域）



第3章

良好な景観形成に関する基本方針

1. 景観形成の基本理念
2. 町全域の景観形成の目標
3. 町の景観構造
4. 景観ゾーン・景観拠点・景観軸の設定
5. 景観形成基本方針
6. 景観形成重点地区の設定



第3章 良好な景観形成に関する基本方針

1. 景観形成の基本理念

古くからの景勝地として親しまれてきた大洗町には、変わらぬ自然の美しさ、これまでの歴史や営みが垣間見られる場所が数多く点在しています。特に、高台から見下ろす海と街並みが融合する景観は、観光資源としての活用が期待されています。

今後は、大洗町らしい景観を活かして町を「しつらえ」、町全体で多くの人を「おもてなし」することを景観形成の基本理念としていきます。

大洗町の景観を「しつらえる」

大洗町を取り巻く海や川、緑などの雄大な自然、景勝地を有効に活用し、市街地の近代的な建物や人工物を調和させ、大洗町らしい自然と人の営みのバランスのとれた景観を「しつらえ」、景観により住む人も訪れる人も感動できる心地よい空間を整えていきます。

町全体で「おもてなし」

大洗町全体に点在する景勝地を活かし、町全体で訪れる人が楽しめる「おもてなし」を演出します。また、単に良好な景観を創るのではなく、町民・企業・行政等が協働で、楽しみながらより良い「おもてなし」に取り組み、景観づくりを通じて、事業活動の活性化や地域の賑わいづくりに繋げるまちづくり（景観まちづくり）を進めます。



2. 町全域の景観形成の目標

これまでの計画等を踏まえて、町全体の景観形成について、次のような目標を設定します。

大洗の海が育む「自然」と「暮らしの営み」を活かし 地域全体で迎える「おもてなし」景観づくり

■海・水辺・緑と親しむ「自然」景観づくり

大洗町は、海や涸沼、那珂川といった豊富な水辺に囲まれ、古くから景勝地として親しまれてきました。変わらぬ海の美しさ、地形が生み出す斜面緑地、涸沼湖畔の低地部に広がる田園と集落の風景などは、今後も守り伝えていくべきものであり、さらには景観資源の一つとして有効に活用することが期待されています。今後は、町を取り囲む海や河川、緑などの景観を保全していくとともに、これらの自然風景を活かす景観づくりに取り組みます。

■心地よく、どこか懐かしい「暮らしの営み」景観づくり

大洗町は、海辺や河川・湖岸沿いに広がる低地部と、鹿島台地の丘陵部とで構成され、生活空間である市街地は丘陵部に拡大しつつあります。住宅地や商店街などの何気ない生活空間においても、人が心豊かに気持ちよく暮らせる町、暮らしたくなまちづくりを進めます。また、町の中には、漁港や魚市場、加工所などの大洗らしい海の暮らしが今も息づいています。自然とともに、人の営みにより築かれてきたどこか懐かしい風景も地域の景観資源として守り伝えていくことを目指します。

■大洗町の文化・魅力を発信する、「おもてなし」景観づくり

大洗町は、海という大きな観光資源により、毎年多くの観光客が訪れます。「神磯鳥居」「大洗磯前神社」「海辺の朝日」のように海辺には数々の自慢できる風景が存在するだけでなく、町の中には、商店街、歴史ある建物、細い路地等、趣を感じる風景も残っています。今後は、従来の観光スポットだけでなく、町の中心となる駅周辺や街なかに残る何気ない風景の中にも町の文化や見どころを演出し、訪れてみたくなる景観づくりを進めます。

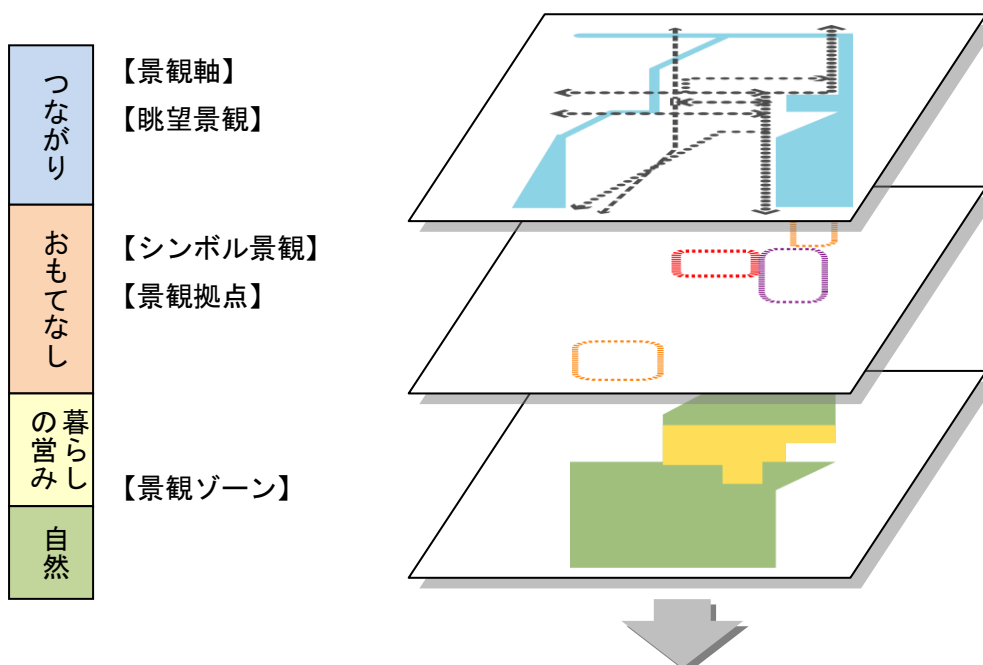
■自然と暮らしの風景が調和し、地域が「つながる」景観づくり

マリンタワーや丘陵地から見下ろす海と街なみ、周辺の山々の融合する眺望は、大洗町が誇る雄大な景観です。自然風景の中に、人々の暮らしが馴染み、地域全体で楽しめる景観づくりを進めます。また、景観は、暮らしそのものの姿であり、町民一人ひとりがつくっていくものであるという認識に立ち、観光の町としてのおもてなしの心を持って、町民や企業との協働によるルールづくりや景観形成活動に取り組みます。

3. 町の景観構造

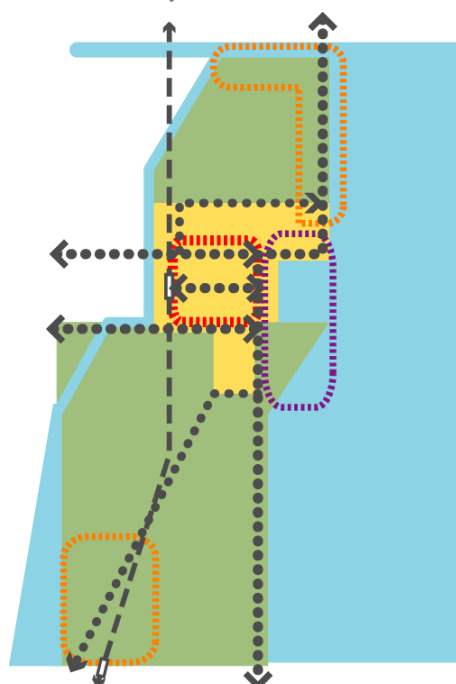
「自然」「暮らしの営み」「おもてなし」「つながり」という視点に立ち、大洗町の景観の基本的な構造をみると、次のように整理されます。

景観の基本的な構造		特 徴
つながり	⇔景観軸	地域をつなぎ、景観形成上重要となる幹線道路や河川、臨海部など
	▽眺望景観	海岸や高台から海や街、山並み等を眺めるときに得られる良好な景観
おもてなし	◎シンボル景観	地域のシンボル、景観形成に重要な景観の核
	◇景観拠点	町の中心、産業又は観光の場となり、町の顔となる景観
暮らしの営み	□景観ゾーン	共通の景観特性を持つ、まとまりのある地域
自 然		



■大洗町の景観構造

- 「自 然」 自然景観ゾーン
- 「暮らしの営み」 市街地景観ゾーン
- 「おもてなし」
 - 中心拠点
 - 産業観光拠点
 - 観光拠点
- 「つながり」
 - 景観軸（水系）
 - 景観軸（道路）
 - 景観軸（鉄道）



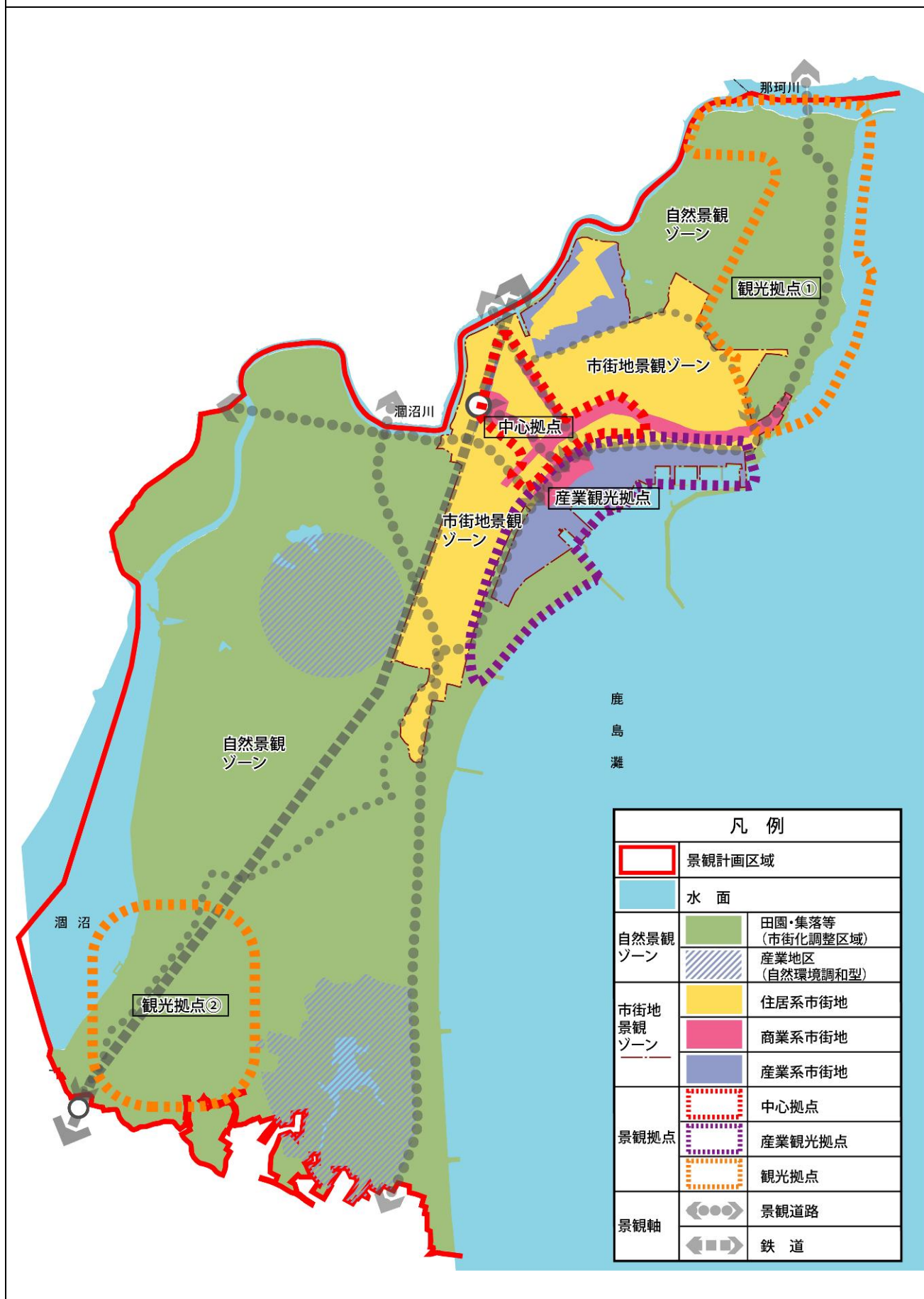
4. 景観ゾーン・景観拠点・景観軸の設定

まずは、景観ゾーンと景観拠点を設定します。景観ゾーンは、大洗町の景観のベース（下地）となるものであり、「自然景観ゾーン」と「市街地景観ゾーン」を設定します。また、景観拠点は、訪れる人を迎える「おもてなし」の舞台として、「中心拠点」と「観光拠点」、「産業観光拠点」を設定します。

■景観ゾーン・景観拠点・景観軸の設定

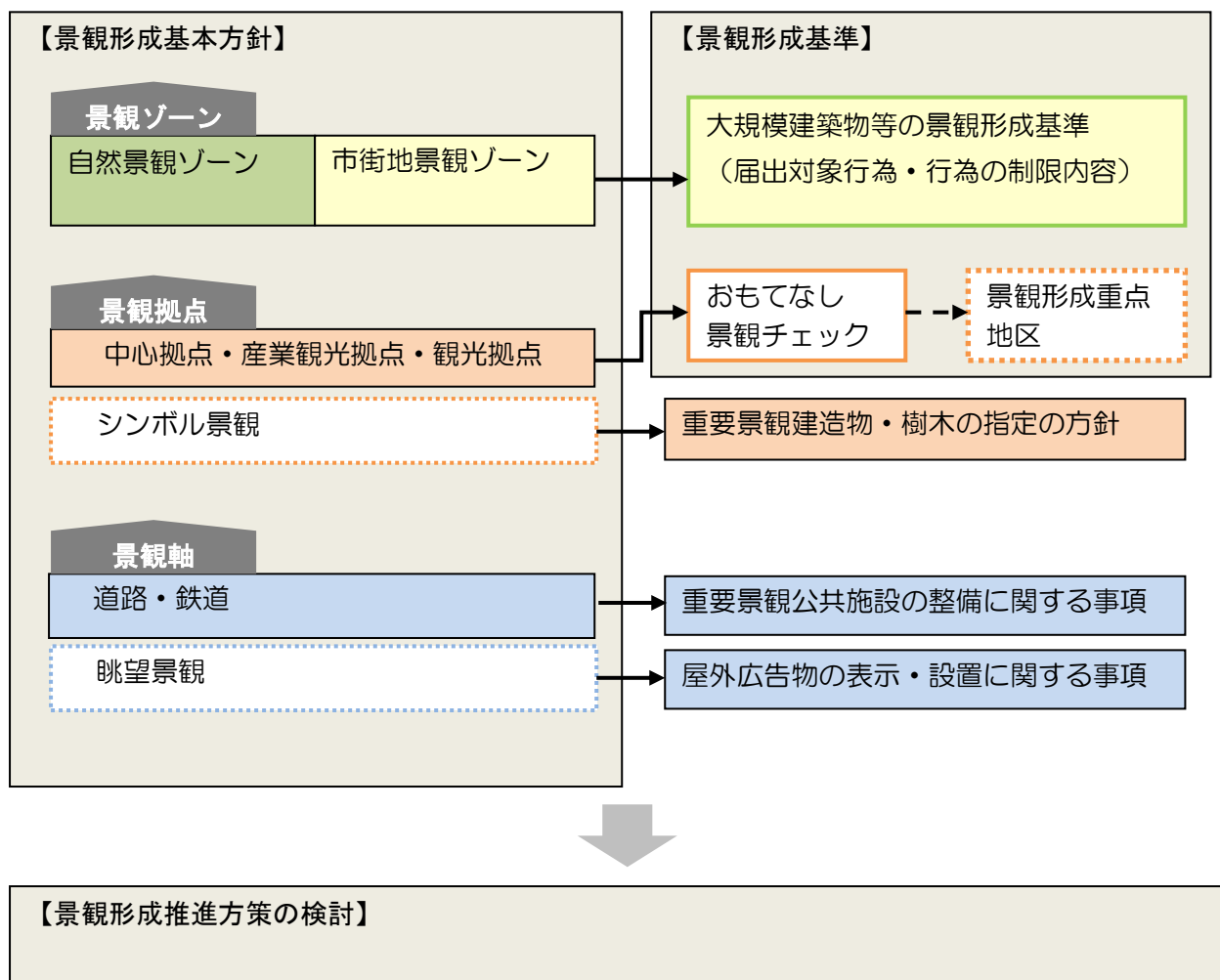
景観構造		位置づけ	
景観ゾーン	景観拠点		
自然	自然景観ゾーン	海岸沿いの松林や斜面緑地が良好な景観を創出するゾーン。 涸沼周辺に広がる水田の良好な田園景観、丘陵部に昔ながらの集落が発達し、良好な集落景観を保持するゾーン。 緑に囲まれた産業地区で、自然環境との調和を図るゾーン。	
		おもてなし	観光拠点① 【大洗海岸公園周辺】 大洗海岸公園を中核として、大洗磯前神社などの歴史・文化スポットと、アクアワールド大洗水族館などの海のレクリエーションスポットとが、海の眺望と連続する松林とで結ばれた、大洗の歴史・文化・自然を満喫できる拠点。
			観光拠点② 【総合運動公園・涸沼周辺】 総合運動公園を中核として、谷津や斜面緑地、農地、涸沼などの自然環境に触れながら、スポーツやレクリエーション活動が楽しめる拠点。
暮らしの営み	市街地景観ゾーン	住宅や生活サービス施設を中心に発達し、町の生活基盤となるゾーン。 中心となる低地部には、住宅や商業、水産物の加工所等が混在し、海のまちの暮らしが息づき、台地上には、整備された住宅地や沿道サービス施設が広がるゾーン。	
		おもてなし	中心拠点 【市街地中心部】 大洗駅周辺を中核として、観光機能や地域生活サービス機能が集積し、人・もの・情報が交流する拠点。町・海への玄関口として、大洗町の顔となる拠点。
			産業観光拠点 【臨港地区周辺】 魚市場やフェリーターミナル、大洗海浜公園等を中核として、まちの活力を生み出す産業とレジャーが複合し、交流を楽しめる拠点。
つながり	景観軸	海岸線を走り、海の眺望をアピールする主要道路。又は、町外から海又は中心部にお出迎えするための道路又は鉄道。	

■大洗町景観ゾーン・景観拠点・景観軸



大洗町景観計画では、景観の基本的な構造を踏まえて、次のような流れで基本方針、景観形成基準を設定します。

■大洗町景観計画の構成



5. 景観形成基本方針

(1) 景観ゾーンの基本方針

■自然景観ゾーン

【景観特性】

- ・東側は海、北側は那珂川、西側には涸沼、涸沼川と、町全体が水辺に囲まれています。
- ・水辺と陸の間には、町を取り囲むように斜面緑地が発達しています。特に、海岸沿いの松林は町の景観の大きな特色となっています。
- ・町域北部は、緑豊かな丘陵部の集落と農地となっています。二葉地区は、高台における新たな土地利用を図る地区として位置づけられています。
- ・町域南部は、涸沼及び涸沼川沿いの低地に水田地帯が広がり、斜面緑地を背に、集落が形成されています。丘陵地には、畑や屋敷林、生け垣の緑に囲まれた、伝統的な農家集落の風景が残っています。
- ・町域南部には、原子力関係の研究施設群や、新たな産業基盤の形成を図る大貫台地区があります。



大洗海岸と斜面緑地の景観



涸沼沿いの水田と集落

【景観形成の課題】

- 大きな景観資源である海や涸沼、那珂川・涸沼川などの水辺については、景観を阻害する恐れのあるゴミ、看板・広告などの環境美化対策や、建築物等との調和が必要となっています。
- 緑地は景観だけでなく、防災上も重要である一方、松林の立枯れなどは大きな課題となっています。
- 町域北部は、従来からの集落と緑の景観を守りながら、今後新たに進められる土地利用の景観との調和を図ることが必要です。
- 町域南部は、生産の場である水田や畑等の農地を、景観資源として保全していくことが必要です。また、伝統的な集落景観を守るため、屋敷林や生け垣等の緑の保全が課題となります。
- 原子力関係施設や大貫台の産業地区は、自然環境の中に立地しており、周辺環境への配慮が必要です。

【景観形成方針】

広大な水辺と緑、集落環境が調和する自然景観の保全

- 水辺の環境美化を進めるとともに、大規模な建築物等との調和を図り、水辺の景観を保全します。
- 松林や斜面緑地の保全に努め、緑の連続する景観（スカイライン）の維持を図ります。大洗町の代表的な景観でもある松林については、関係団体と連携し、枯松の伐採や保全、植栽に努めます。
- 町域北部では、従来の集落景観の保全を図るとともに、住環境整備に際しては、周辺の景観と調和するよう、緑あふれる居住環境の形成を図ります。
- 町域南部では、涸沼周辺に広がる広大な水田と集落が調和する景観の維持・保全を図ります。丘陵部の畑と、生け垣や屋敷林等の緑に囲まれた集落景観の維持・保全を図ります。
- 原子力関係施設や大貫台の産業地区は、周辺の樹林に調和した建物や工作物の形成を図ります。

■市街地景観ゾーン

【景観特性】

- ・低地部には昔ながらの商業と住宅、水産加工施設や民宿等が混在し密集する街並みが形成され、古い建物の佇まいや路地空間が、海のまちの懐かしい暮らしの風景を残しています。
- ・内陸の丘陵地には、比較的新しい住宅地が形成されています。県道水戸鉾田佐原線沿いは沿道サービス施設が立地し、五反田地区の一部には工場等が混在しています。
- ・住宅地に隣接して古墳があり、歴史的資源としてだけでなく、高台から海や山々を眺めるビュースポットとなっています。
- ・駅西側の桜道地区は、涸沼川沿いの低層住宅地で、釣り舟の浮かぶ涸沼川の風景を楽しめます。



商住が混在する街並み



沿道サービス施設の立地

【景観形成の課題】

- 低地部は、懐かしい暮らしの風景を活かしつつ、津波等の防災面での配慮が必要となっています。近年は、治安や環境美化の点から、空き家等の増加も課題となっています。
- 内陸の丘陵地は、観光拠点への入り口ともなる県道水戸鉾田佐原線沿いの沿道サービス施設の景観誘導や、一部に集積する工場と住宅地との調和が課題となっています。
- 高台の眺めは、地元の人を楽しむだけでなく、おもてなし資源として活かす工夫が必要です。
- 駅西側の桜道地区は、涸沼川沿いの眺めを楽しめる桜道公園を活かす工夫が必要です。

【景観形成方針】

海辺の暮らしの営みと緑、眺めが調和する市街地景観づくり

- 低地部の商住が複合する地区については、防災面に配慮した適正な土地利用の誘導や空き家対策に取り組む一方、周辺の街並みとの調和や、路地空間・海の眺め等に配慮し、大洗町の特性を活かした街並み形成を図ります。
- 高台については、閑静な住宅地環境を保全するため、生け垣や植栽を推進し、緑豊かな景観形成を図ります。住宅地に隣接する工場等の施設については、周辺景観への配慮や植栽等を推進し、住環境の保全を図ります。県道水戸鉾田佐原線沿いについては、観光拠点への入り口として良好な沿道景観を形成するため、植栽・花壇の推進や、広告・看板の大きさや色彩などの誘導を図ります。
- 車塚古墳・日下ヶ塚古墳周辺をはじめとする高台の中でも眺めの良い場所については、海と街並み、山並みといった眺めを楽しめる視点場の整備とともに、周辺景観の保全や案内などのアクセス向上を図ります。
- 桜道公園周辺は、涸沼川沿いの景観の保全とともに、大洗駅からの歩行者ネットワークを強化し、水辺に親しむ空間づくりを図ります。

(2) 景観拠点の基本方針

■観光拠点①【大洗海岸公園周辺】

【景観特性】

- ・大洗海岸は、大洗海水浴場から平太郎浜に続く岩礁が名勝指定されており、地球科学的にも重要かつ珍しい景観を含んだ観光地域として「日本ジオパーク」に認定されています。
- ・大洗海岸公園やゴルフ場は松林を中心とした良好な緑地となっており、県道大洗公園線沿道は松林と海が続くまちの象徴的な空間を形成しています。
- ・神磯の鳥居周辺や、大洗磯前神社の大鳥居は、町を代表する景観スポットとなっています。大洗海岸公園、大洗海水浴場、アクアワールド大洗といった観光スポットも集積しています。
- ・那珂川及び涸沼川に面した崖地は、景勝地「巖船の夕照」を生み出しています。那珂川の手門橋は景観シンボルであるとともに、河口周辺は一里塚ロードパーク、水辺プラザとして整備されています。
- ・大洗磯前神社の門前には、旅館街が形成されており、電線地中化が進められています。また、その他にも海沿いには観光・宿泊施設が点在しています。



磯前神社門前の旅館街（宮下地区）



県道大洗公園線沿道の松林と海

【景観形成の課題】

- 大洗海岸は、地域を代表する景観であり、今後も貴重な景観を後世に継承していくことが必要です。
- 大洗海岸に続く松林の風景は、重要な景観資源である一方、松林の維持・保全が課題となっています。
- 神磯の鳥居や大鳥居などは、観光資源として今後も活かしていくため、文化財などとしての歴史的価値だけでなく、景観シンボルとしての価値を評価し、維持・保全を図る必要があります。
- 那珂川河口周辺は、既に視点場となっている空間を活かしつつ、「巖船の夕照」や願入寺の参道などの周辺の資源との連携が課題となっています。
- 旅館街をはじめ、海岸沿いの大型の観光・宿泊施設については、観光空間としての街並み形成や海岸沿いの景観との調和が課題となっています。

【景観形成方針】

海の自然景観と歴史・文化を満喫できる観光景観づくり

- 大洗海岸の貴重な景観を維持するため、ゴミのない美しい海岸づくりに努めるとともに、大規模な建物や看板等が海辺の自然景観に調和するよう、景観誘導を図ります。
- 大洗海岸公園やゴルフ場の緑と海の調和する風景を守り活かすため、松林の維持保全を図ります。
- 神磯の鳥居や大鳥居は町の景観シンボルであり、これらの資源の保全を図るとともに、その見え方や調和に配慮した周辺の街並み・景観形成を図ります。
- 那珂川の眺望や斜面緑地を保全するとともに、祝町地区に点在する文化財等の資源を保全し、有機的に結ぶ新たな回遊ルートの創出により資源の活用を図ります。
- 宮下地区については、電線地中化に合わせて、観光旅館街にふさわしい魅力ある街並み・景観形成を図ります。

■観光拠点②【総合運動公園・涸沼周辺】

【景観特性】

- ・ 涸沼周辺の松川地区は、ヤマトシジミなどの漁業と農業により発達した集落です。地区北側には、江戸時代中期～末期の遺構である守山藩松川陣屋跡があります。また、汽水湖である涸沼は、平成 27 年 5 月にはラムサール条約湿地に登録され、涸沼の自然環境が国際的にも認められました。近年では、涸沼の環境を活かし、カヌー教室などの体験型観光も行われています。
- ・ 松川漁港からは、対岸の広浦（茨城町）の風景が見渡せます。南西方向には筑波山の山並みが広がり、特に夕暮れの風景は美しく、町の景勝地となっています。県道大洗友部線の一部からは、涸沼や松川集落の眺望が良く、良好な視点場となっています。
- ・ 丘陵部にはスポーツの拠点となる大洗総合運動公園があり、周辺の自然豊かな環境と一体となった新たな景観を形成しています。
- ・ 涸沼沿いの田園地帯には大洗鹿島線が走り、地区南側の銚田市との境界には涸沼駅があります。



大洗友部線から見える涸沼と松川集落



松川漁港から見える筑波山の山並み

【景観形成の課題】

- 松川地区については、現在の汽水特有の自然環境や緑豊かな集落景観を保全しながら、自然資源や歴史資源を活かして、地域を活性化することが必要です。
- 涸沼越しに見える筑波山の山並みや湖岸の美しい風景は、観光資源として認識し、景観まちづくりに活かす工夫が必要です。
- 丘陵部にある総合運動公園は周辺の自然環境への調和とともに、涸沼沿いの自然環境と連携した景観まちづくりが必要です。
- 田園風景の中に走る大洗鹿島線の風景も、この地域の特色として保全し活かしていくことが必要です。

【景観形成方針】

涸沼の自然と交流を楽しめる観光景観づくり

- 松川地区では、涸沼の水辺、緑地、農地、集落等が調和する景観の維持・保全を図るとともに、涸沼の自然、歴史・文化、暮らしを伝え、周辺景観を活かす観光・交流拠点の整備を図ります。
- 松川漁港周辺や、県道大洗友部線沿いなどを活用し、涸沼や筑波山の風景を眺め、楽しむことができる視点場づくりを進めます。
- 涸沼の水辺、総合運動公園、涸沼駅などの資源が連携し、周辺を回遊できる散策コースなどの環境整備を図ります。
- 涸沼駅周辺は、涸沼観光の入り口として周辺の自然風景に調和する景観を保全します。

■中心拠点【市街地中心部】

【景観特性】

- ・大洗駅前には、海への玄関口として、水族館のモニュメントや波を連想させる自転車置き場などが整備されています。
- ・津波避難道路を兼ねたシンボルロード、(都)駅前海岸線の整備が進められています。
- ・海岸に並行する旧街道沿いの商店街と住宅地とで構成され、昔ながらの街なみや路地を残しています。
- ・町の中の景観資源として、登録文化財等の歴史的な建物が点在しています。また、近年では、大洗町を舞台としたアニメの影響により、街なかを回遊する来訪者も増えています。
- ・大洗港に面して建つマリントワーは町のランドマークとなっており、街なかの懐かしい風景から垣間見えるタワーが、新旧のコントラストを醸し出しています。



水族館のサインが海の町らしい大洗駅



登録文化財「武石家住宅」

【景観形成の課題】

- 海の町の玄関口にふさわしい駅前空間づくり、海へのアクセス向上が課題となっています。
- (都)駅前海岸線の整備にあわせ、街なかと観光施設との回遊が必要です。
- 商店街では、老朽化した建物や空き店舗が多く、景観や街並みの維持が課題となっています。
- 登録文化財やアニメなどの景観・観光資源とともに、商店街や路地等の懐かしい風景を賑わいづくりに活かす工夫が必要です。
- 町のランドマークであるマリントワーの見え方に配慮した街並みづくりが必要です。

【景観形成方針】

駅と海をつなぎ町の顔となる魅力ある街並み・景観づくり

- 駅前広場の改修や商業業務利用を促進し、町の玄関口としてふさわしい魅力的な街並みの形成を図ります。
- (都)駅前海岸線沿道について、避難路としての安全性を確保するとともに、海の町をイメージさせる道路空間形成を図ります。駅から海へとつなぐ、楽しく賑わいのある沿道の街並み形成を図ります。
- 空き家や空き店舗の適切な維持管理や利活用を図るとともに、駐車場やゴミ置き場等について、景観に配慮するよう誘導し、環境美化を図ります。
- 街の中に点在する文化財や路地、アニメなどの資源を活かし、訪れた人が楽しめるような休憩施設やおもてなし空間づくりを進めます。商店街の懐かしさを活かす街並みづくりを進めます。
- 町のシンボルである海やマリントワーの見え方に配慮し、景観誘導や視点場づくりを進めます。

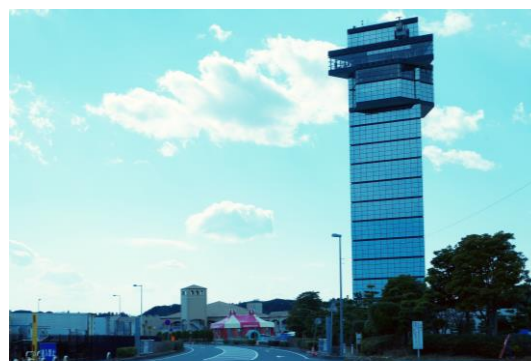
■産業観光拠点【臨港地区周辺】

【景観特性】

- ・魚市場周辺には水産加工施設が集積しています。周辺には、直売所や飲食店が集まり、目の前に広がる漁港とともに、干物を干す風景など海の町大洗の特徴的な景観となっています。
- ・大洗フェリーターミナル周辺の港中央地区は、物流拠点が集積し、ターミナルに向かう沿道には緑地が配置され、整った街並みが形成されています。夜景が美しく、町の観光スポットとなっています。
- ・県道水戸鉾田佐原線沿いは、マリンタワーをはじめ、周辺には大洗リゾートアウトレット、大洗わくわく科学館等の観光資源が集積し、町の新たな景観を形成しています。
- ・大洗海浜公園周辺は、大洗サンビーチ、大貫海岸と続く海水浴場で、スポーツ・レクリエーションの拠点となっています。砂浜が広がり、そこからみえる街並みや斜面緑地も印象的です。周辺には民宿などの宿泊施設が集積しています。



魚市場周辺の直売所・飲食店



マリンタワー・アウトレット周辺

【景観形成の課題】

- 漁港・魚市場周辺は、暮らしの営み空間であるとともに、直売所や飲食店が集まり、観光資源としても重要な場所であることから、賑わいのある魅力的な空間づくりが必要です。
- 大洗フェリーターミナル周辺は、物流拠点であるとともに、町の観光資源が集積する重要な場所であり、海の玄関口としてふさわしい街並みづくりが必要です。
- 県道水戸鉾田佐原線沿いは、海岸沿いの軸としてふさわしい景観形成を図る必要があります。
- 大洗海浜公園周辺は、今後、観光レクリエーションの場として観光誘客対策の強化が期待されていることから、賑わいのある景観形成が必要です。

【景観形成方針】

海の玄関口として賑わいと港らしさを感じる街並み・景観づくり

- 魚市場周辺は、水産業加工施設などの適切な景観誘導を図るとともに、漁港の賑わいと魅力のある観光景観の形成を図ります。
- 大洗港、フェリーターミナル周辺は、港らしさを感じることができる視点場や歩行空間の整備を進め、海の玄関口にふさわしい美しく整った景観形成を図ります。
- 県道水戸鉾田佐原線沿いは、海辺の玄関口として風景を維持するため、屋外広告物などの景観誘導を図るとともに、市街地との緩衝帯として松林の維持保全を図ります。
- 大洗海浜公園周辺には、海辺の魅力を向上するため、自然景観に調和した新たな観光誘客施設を誘致し、海辺を楽しむ賑わい景観づくりを図ります。

(3) 景観軸の基本方針

■景観軸【景観道路・鉄道】

【景観特性】

- ・海岸沿いには、南北に、県道大洗公園線、県道水戸鉾田佐原線、国道51号が縦断しており、海を眺めながら観光地を走る道路となっています。沿道には、海岸沿いの傾斜地に発達した斜面緑地や松林が続いています。
- ・町外から涸沼川を渡り、町の中心部や海にアクセスする道路として、県道水戸鉾田佐原線と（都）若見屋平戸線を結ぶ軸、県道長岡大洗線があります。また、大洗駅から海を結ぶ町のシンボルロードとして、（都）駅前海岸線の整備が進められています。
- ・町域中央部の市街地から南部にかけては、鹿島臨海鉄道大洗鹿島線が縦断しています。
- ・河川の橋梁や海辺の高架道路・田園を走る高架鉄道等の構造物は、自然の中で存在感を示しています。



国道51号沿いに続く海岸と松林



田園地帯を走る鹿島臨海鉄道大洗鹿島線の高架橋

【景観形成の課題】

- 海岸沿いの景観道路は、町外からの観光客や訪問客の目に触れる最も重要な軸であることから、沿道利用も含めて、海辺の景観や自然環境に配慮した美しい道路空間づくりを進める必要があります。
- 町外からのアクセス道路については、町の入り口であることから、沿道の施設案内の広告・看板なども多く、環境美化への配慮が必要です。
- 鹿島臨海鉄道大洗鹿島線については、通勤通学の手段であるとともに、水戸方面から海の観光スポットへと導く重要な公共交通機関であり、沿線景観を活かし誘客を図る必要があります。
- 橋梁や高架道路・鉄道等の大規模な構造物は、見え方の工夫や沿線景観への配慮等の検討が必要です。

【景観形成方針】

沿道・沿線の自然景観を活かし、観光客をお迎えする景観軸づくり

- 海岸の景観道路については、海の景観や周辺の緑などの環境に調和する色調や素材に配慮した道路空間づくりを進めます。沿道については、斜面緑地や松林の維持保全を図るとともに、大規模な建物や看板等が海辺の自然景観に調和するよう、景観誘導を図ります。
- アクセス道路については、涸沼川を渡り町に向かう景観を保全し、広告・看板の誘導やごみの散乱防止など環境美化に努めるとともに、観光客を導くサインや花壇作りなどの景観づくりを進めます。
- 鹿島臨海鉄道大洗鹿島線の沿線景観については、沿線の田園景観の保全とともに、田園景観を活かし訪れる人が楽しめる空間づくりに努めます。
- 橋梁や高架道路・鉄道等の大規模な構造物は、色彩や周辺の緑化等により圧迫感・威圧感の軽減に配慮するとともに、周辺の街並みや自然景観との調和に努めます。

■シンボル景観・眺望景観

【景観特性】

- ・町民に対するアンケート調査によると、神磯の鳥居、大洗磯前神社、大鳥居等の歴史・文化的な構造物と、大洗港・フェリーターミナルや大洗マリンタワーといった人工的な構造物が、「大洗町らしい景観」として上位にあげられています。
- ・眺望景観については、台地際から眺める街並みと海や川等の水辺との調和、時間の変化による風景（朝日、夕日、夜景）などがあげられています。



【景観形成の課題】

- シンボル景観については、多くの人が大洗町の象徴と感じており、観光資源としても重要となっていることから、今後も、これらの景観を維持するための方策が必要です。
- 眺望景観については、町民自慢の風景ではあるものの、来訪者に対してはあまりPRされておらず、多くの場合アクセスすることも困難であることから、今後は景観資源としての活用方策が必要です。

大洗町らしい景観（シンボル景観）

a	神磯の鳥居
b	大洗磯前神社
c	大鳥居
d	大洗港・フェリーターミナル
e	大洗マリンタワー
f	海門橋

眺めの良い場所（眺望景観）

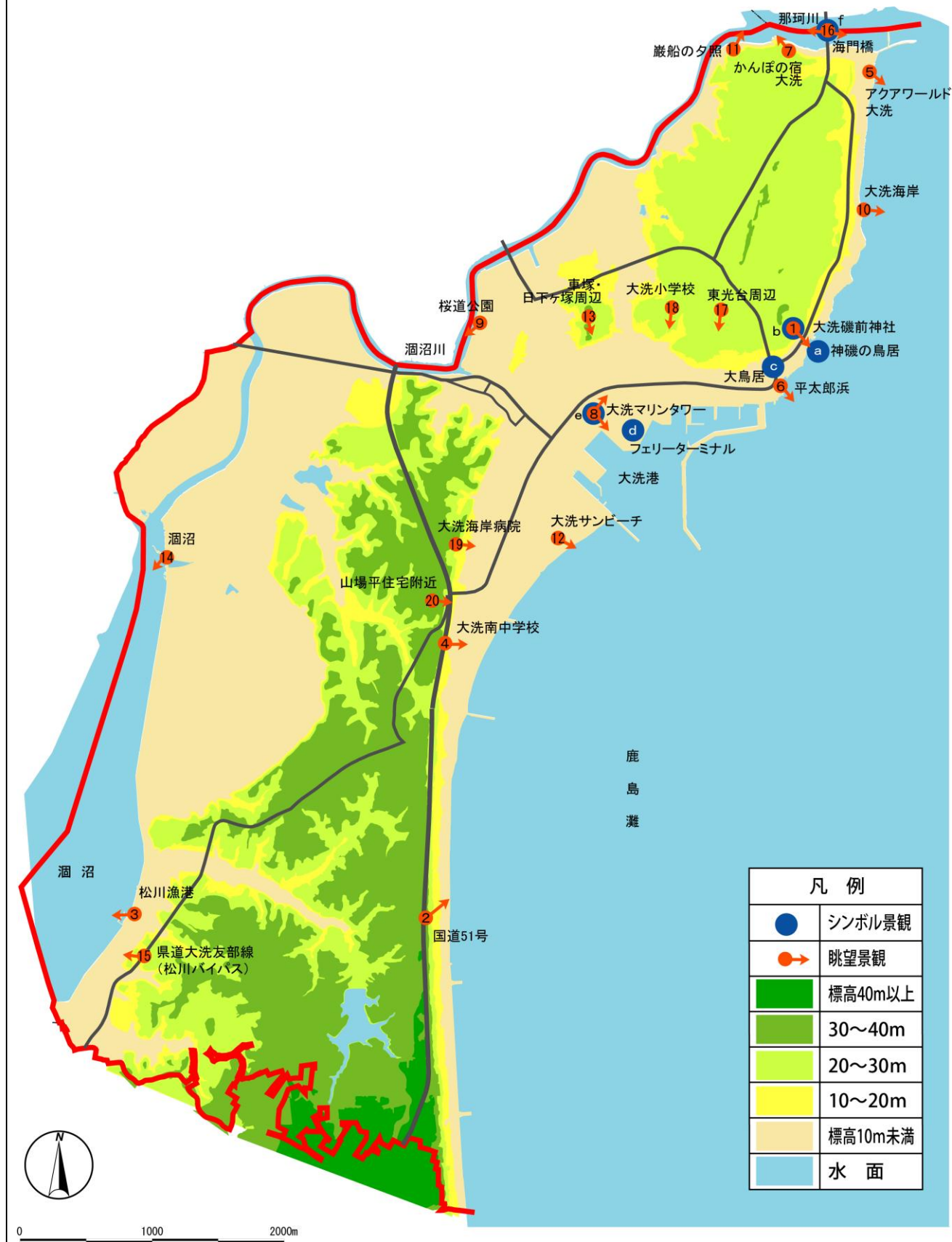
1	大洗磯前神社
2	国道 51 号
3	松川漁港
4	大洗南中学校
5	アクアワールド大洗
6	平太郎浜
7	かんぼの宿大洗
8	大洗マリンタワー
9	桜道公園
10	大洗海岸
11	巖船の夕照
12	大洗サンビーチ
13	車塚・日下ヶ塚周辺
14	涸沼
15	県道大洗友部線（松川バイパス）
16	海門橋
17	東光台周辺
18	大洗小学校
19	大洗海岸病院
20	山場平住宅付近

【景観形成方針】

大洗町の良さを PR するシンボル景観・眺望景観の保全と活用

- 大洗町らしいシンボル景観や眺望景観等、大洗町を象徴する景観資源については、個々の景観資源が有する価値の維持・保全を図ります。
- 大洗町らしいシンボル景観や眺望景観等の魅力を最大化するため、当該景観を眺める「視点場」の整備を図るとともに、景観資源の見方や価値等に関する情報提供を行います。

■景観眺望点・視対象



6. 景観形成重点地区の設定

(1) 景観形成上重要な地区（景観形成重点地区）

景観計画区域において、特に大洗町らしく美しい景観の形成に向けて、重点的かつ先行的に景観の整備を図る必要がある地区については、「**景観形成重点地区**」として設定します。

重点地区を設定するにあたっては、景観形成基本方針を踏まえ、おもてなし空間の形成を目指す「景観拠点」の中でも、大洗町の顔として特に景観形成の重要性・緊急性が高いと考えられる「駅前海岸線沿道地区」「宮下地区」を重点地区とし、本計画に位置づけます。

なお、他の重点候補地区については、景観形成に対する地区住民等との協議や具体的な取り組みの熟度に応じて、景観形成の方針や基準を本計画に位置づけます。(⇒資料編参照)

景観形成重点地区	地区の概要
①駅前海岸線沿道地区 【中心拠点】	駅前海岸線は、「中心拠点」に位置し、観光客で賑わう臨海部の茨城港大洗港区周辺と玄関口である大洗駅周辺を結ぶ重要な幹線道路です。中心市街地の交通混雑の緩和と津波緊急避難路の確保を目指し、東日本大震災からの復興シンボル道路として早急な整備が予定されており、これに合わせ、シンボルロードとしてふさわしい沿道街なみ景観形成を図ることが求められています。
②宮下地区 【観光拠点①】	宮下地区は、「観光拠点①」に位置し、県道大洗公園線に沿ってホテル、旅館、飲食店等が立地する宿泊観光エリアで、町の代表的な景観となる大洗磯前神社の門前にあたる区域です。平成20年3月には「宮下地区まちなみ景観整備基本計画」が策定され、電線地中化による道路景観整備が進められており、今後、大洗町の景観形成を図るうえで重要な地区です。

■景観形成重点地区



第4章 景観形成基準(町全域)

1. 景観形成基準の設定方針
2. 届出の主な流れ
3. 届出対象行為
4. 景観形成基準



第4章 景観形成基準(町全域)

1. 景観形成基準の設定方針

本章では、良好な景観の形成に向けて、景観形成基準を定めます。

大洗町は、景観計画区域である町全域について、良好な景観の形成に影響を及ぼすと考えられる行為（一定規模以上の建築物等）に対して市街地景観と自然景観に区分して基準を設けるとともに、おもてなし空間として重要である拠点ゾーンに対しては、「しつらえ方の提案」（推奨項目）を設定します。

また、景観形成重点地区については、良好な街並み形成方針や基準を設定し、住民と行政との協働により、これに即した景観整備を進めます。

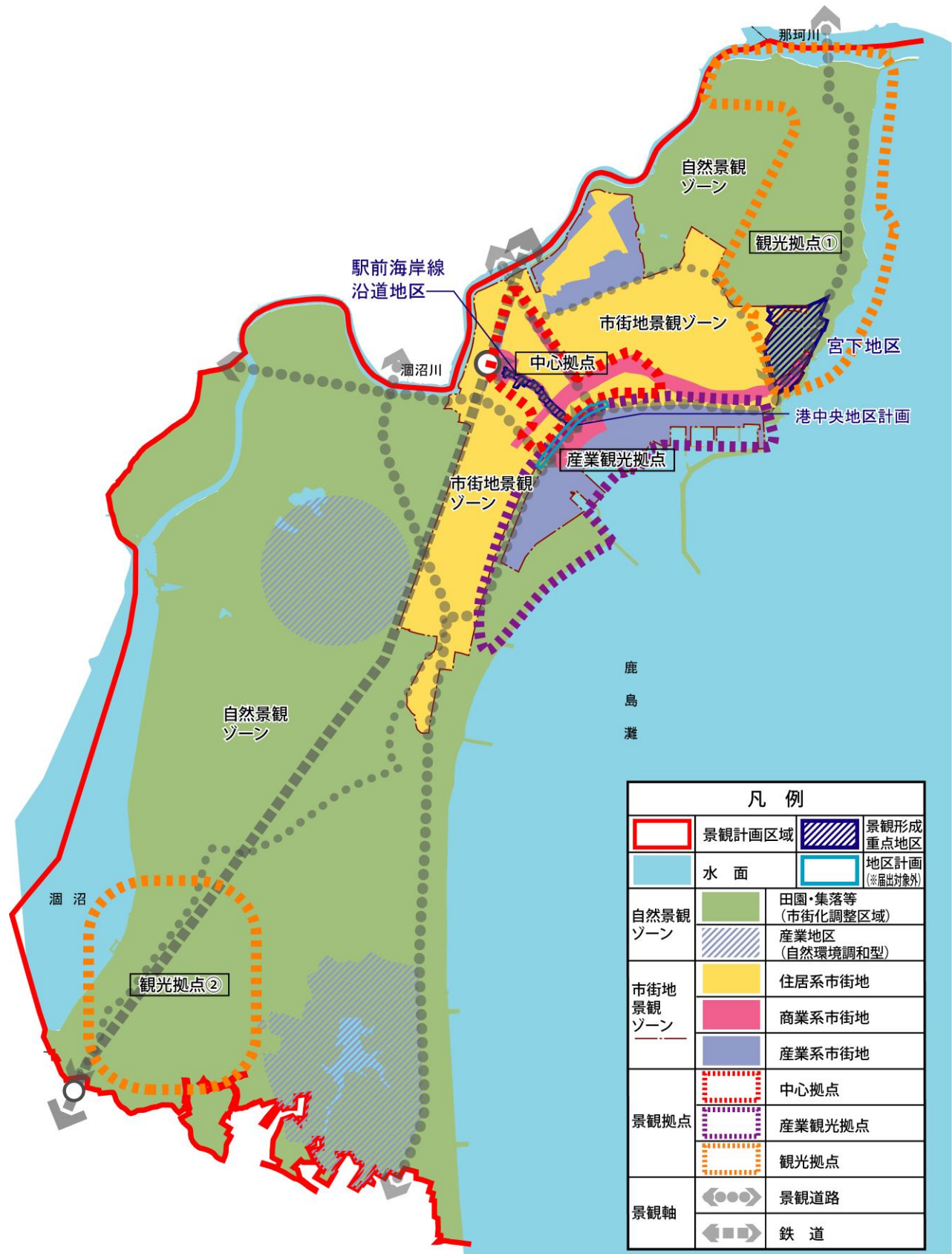
■大洗町の景観形成基準の設定方針

景観計画区域	景観形成基本方針	良好な景観形成のための行為の制限	
		届出対象行為	景観形成基準
町全域	自然景観ゾーン	・一定規模以上の建築物・工作物・開発行為・土地の形質変更等	自然景観の基準
	市街地景観ゾーン		市街地景観の基準
	景観拠点		景観拠点
	★中心拠点		★中心拠点方針 ・しつらえ方
	★産業観光拠点		★産業観光拠点方針・しつらえ方
景観形成重点地区	★観光拠点		★観光拠点方針 ・しつらえ方
	駅前海岸線沿道地区	地区の行為・規模設定	地区の基準
	宮下地区	地区の行為・規模設定	地区の基準
	※景観形成重点地区がまとめれば順次追加 （重点地区となった場合は、町全体の基準より重点地区の基準が優先される）		

※ただし、下記の地区計画区域については、景観形成基準に準ずる形態・意匠等の基準となる地区整備計画が設定されているため適用除外とします。（景観法第16条第7項第10号、施行令第9条）

地区計画	港中央地区	地区整備計画	・建築物等の形態意匠、壁面の位置等の制限
------	-------	--------	----------------------

■大洗町の景観形成基準の設定エリア（方針・重点地区総括図）

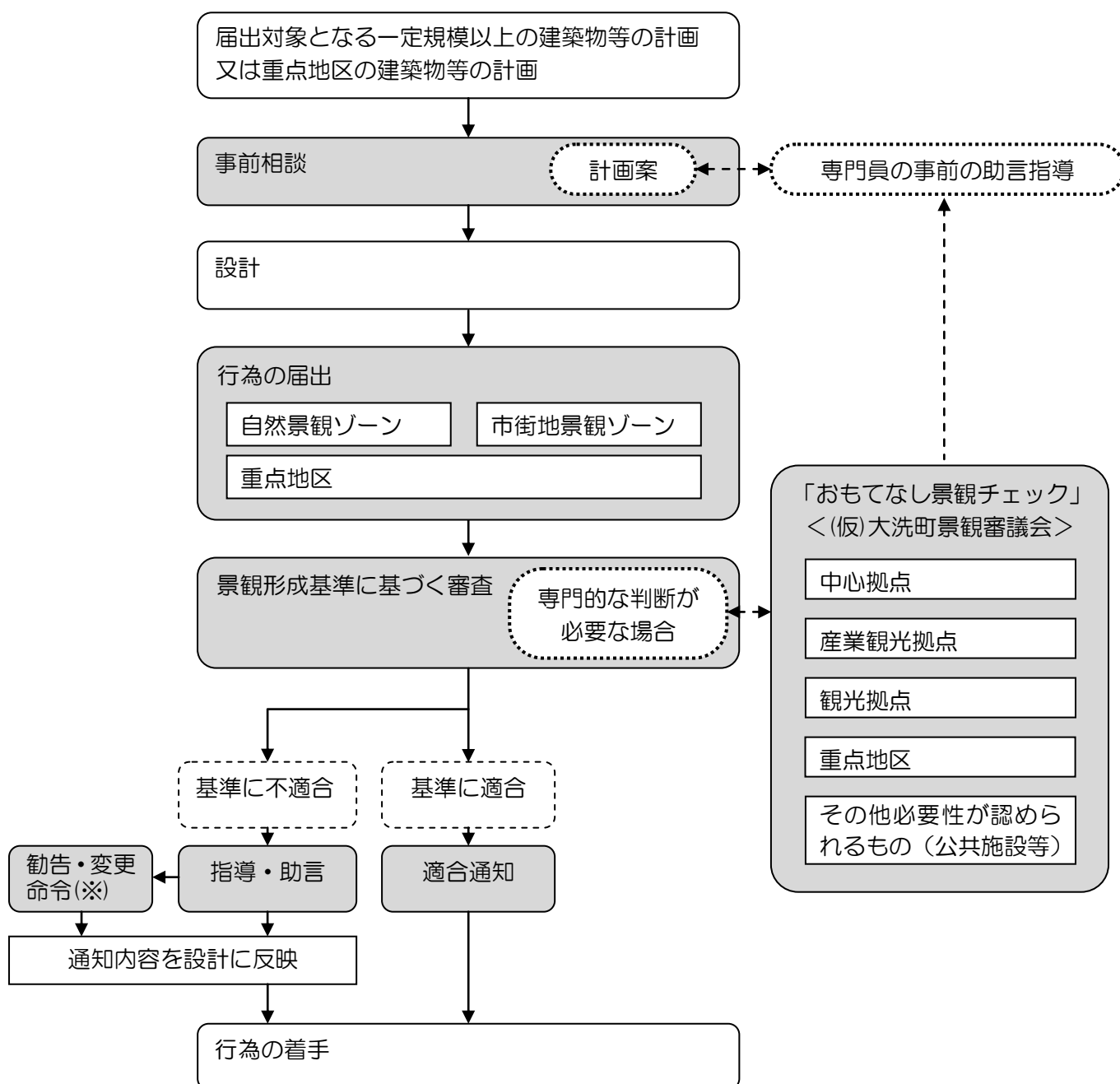


2. 届出の主な流れ

良好な景観の形成に向けて、行為の制限（景観形成基準）を定めた場合、これらに基づく届出が必要となります。

景観審査については、対象となる一定規模以上の建築等の行為に対して、事業者等が届出し、行政は景観形成基準に従って、適合審査を行うことになります。この際、大洗町の目指すおもてなし景観づくりを進めるため、届出行為が景観拠点や重点地区に位置する場合等には、町民・専門家等による「(仮)大洗町景観審議会」を設置し、良好なおもてなし空間を形成するための指導・助言をいただくこととします。また、公共施設等については、届出対象規模にとらわれず先導的におもてなし景観形成を図るものと位置づけ、建替えや改修などを契機に、積極的に景観づくりに取り組むものとします。

■大洗町で想定される景観審査のフロー（案）



※変更命令は、景観行政団体の条例で「特定届出対象行為」とした場合のみ可

3. 届出対象行為

景観計画区域である町全域について、良好な景観の形成に影響を及ぼすと考えられる行為（一定規模以上の建築物等）を対象として、景観形成基準を設定します。

届出対象となる行為については、以下のように設定します。（※ただし、景観形成重点地区内は別に定めます。）

■届出対象行為

行 為	届出対象	
建築物の建築等	・新築、増築、改築、移転 ・外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・高さが10mを超え、又は、延床面積が500㎡（集合住宅は300㎡以上）を超える建築物（増築・改築後に該当することになるものを含む）
工作物※の建設等	・新設、増築、改築、移転 ・外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・高さ10m（よう壁にあっては5m）を超える工作物（増築・改築後に該当することになるものを含む）
開発行為	・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	・開発区域の面積が1,000㎡以上の開発行為
その他	・木竹の伐採	・伐採する区域の面積が500㎡以上のもの
	・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質変更	・行為を行う区域の面積が500㎡以上のもの
	・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・面積が500㎡以上のもの
	・景観に影響を与える行為で町長が必要と認めるもの	

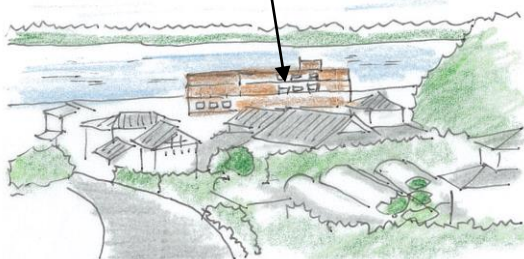
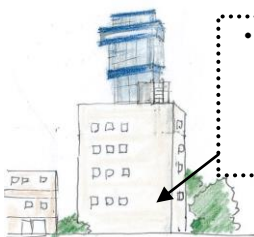
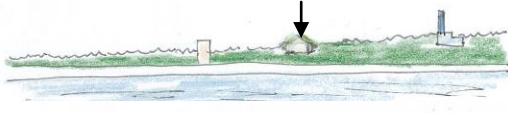
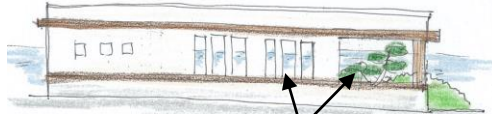
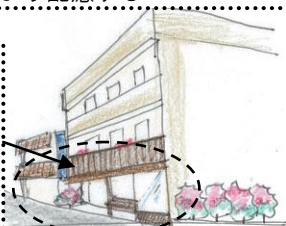
※工作物とは

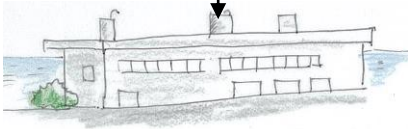
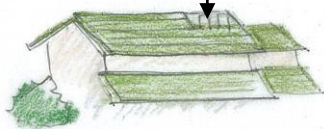
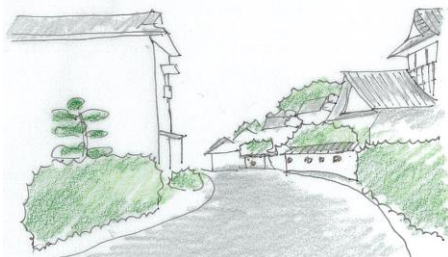
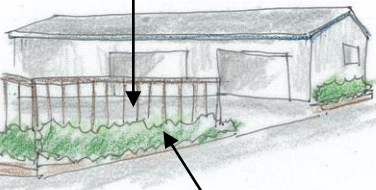
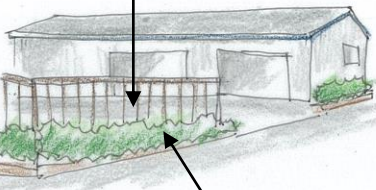
- ・煙突、広告塔、高架架水槽、物見塔等
- ・かき、さく、塀、門扉、擁壁等
- ・昇降機、ウォーターシュート、遊戯施設等
- ・製造施設、貯蔵施設、水道・電気等の供給施設等
- ・汚物処理場、ごみ焼却場その他処理施設等
- ・自動車車庫の用に供する立体的施設等（・橋梁、高架道路、高架鉄道等）

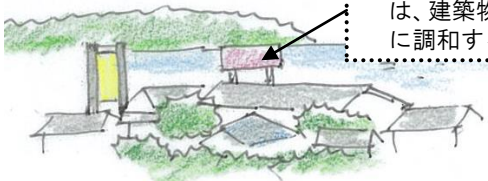
4. 景観形成基準

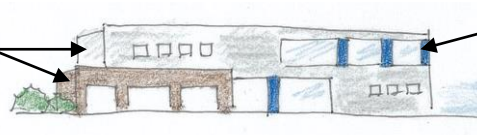
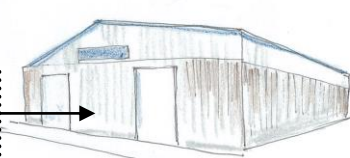
景観計画区域である町全域について、景観ゾーンごとの景観形成基準を次のように設定します。また、おもてなし空間となる景観拠点については「推奨項目」を設け、地域特性を活かした大洗町らしい景観形成を促します。（※ただし、景観形成重点地区は別に定めます。）

（１）建築物の景観形成基準

項 目	基 準	
	自然景観ゾーン	市街地景観ゾーン
位 置	□海や涸沼等の水辺の眺め、周囲の山並み等の眺望、景勝地を著しく妨げないように配慮する。 ・眺望を妨げないように位置や形状に配慮する 	□道路等の公共の場所に面した部分は、壁面後退やオープンスペースの確保等により、街なみに開放性やゆとりを持たせるよう配慮する。 □道路等の公共の場所からのマリインタワー等のシンボルの見え方に配慮する。  ・道路等からできるだけマリインタワーが見えやすいよう配慮する
形態・意匠	□周辺景観との調和に配慮し、緑の連続するスカイラインに調和するよう高さを抑えたり、傾斜屋根にする等工夫する。 □水辺に面する場合は、災害時等の安全性を確保しつつ、海や涸沼、河川の眺めや親水性に配慮する。 □道路等の公共の場所に面する外壁は、単調で大規模な壁面により威圧感や圧迫感を生じないように工夫し、周辺景観との調和に配慮する。 ・緑のスカイラインに調和するよう傾斜屋根等にする  ・道路等から海の景観が見えるようにし、威圧感や圧迫感が生じないようにする 	□建物の高さや規模は、街並みとの連続性や一体感を創出するように努める。 □大洗町特有の海の眺めや路地空間を活かすよう工夫する。 □道路等の公共の場所に面する外壁の意匠は、単調にならないよう工夫し、特に低層部は街並みとの連続性に配慮する。 □商業施設や業務施設は、沿道にショーウィンドウやベンチ、花壇を設ける等、街並みに賑わいを演出するよう配慮する。 ・周辺の街並みとの連続性に配慮し、規模や形態が突出しないよう配慮する  ・低層部は街並みの連続性に配慮し、ショーウィンドウやベンチ等賑わいを演出する 

項 目	基 準	
	自然景観ゾーン	市街地景観ゾーン
形態・意匠	□外壁、屋上等に設ける設備は、道路から目立たない位置にするか、目隠しする等して、建築物本体との一体性や周辺景観との調和に配慮する。 □屋外階段やベランダは、建築物本体との一体性や周辺景観との調和に配慮する。 ・屋上等の設備は、周辺景観に調和するよう配慮する  ・屋上等の設備は、目立ちにくいよう工夫する 	
外構	□既存樹木は極力活かすように配慮し、周辺の自然景観や集落景観に調和するよう生け垣等の沿道の植栽に努める。 □新たに植栽を施す場合には、塩害に強い植物など、地域の風土にあった植物を用いるよう配慮する。  ・屋敷林や生け垣等に囲まれた集落景観や自然景観に馴染むよう配慮する	□敷地内の空地や建築物の前面は、歩行者に配慮した開放的なづくりや沿道緑化による潤い空間創出に努める。 □交差点部などは、街角広場やベンチ等により、人々が集える空間づくりに努める。  ・交差点部や沿道は、広場やベンチ、花壇の設置等、街が潤う空間づくりに努める  ・透視性の高いフェンス等により、災害時の安全性を高め、圧迫感を和らげる  ・沿道の緑化により、潤い空間づくりに努める

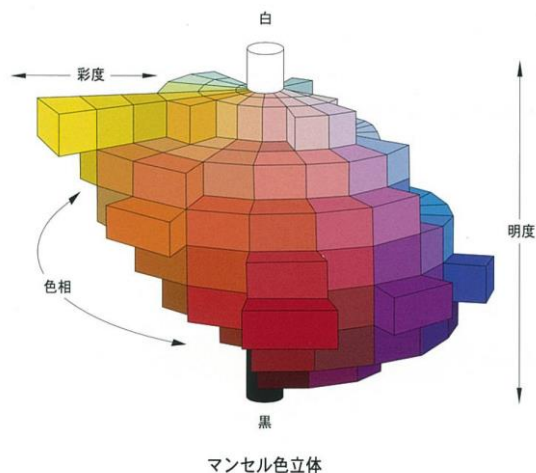
項 目	基 準	
	自然景観ゾーン	市街地景観ゾーン
その他	□駐車場は、建築物本体や周辺との一体性に配慮するとともに、沿道には植栽等を施し、潤いのあるオープンスペースとする。 □駐輪場、自動販売機、ゴミ集積所等を設ける場合には、建築物や周辺の街並みとの調和に配慮する。 □建築物に付帯する広告物は、建築物本体及び周辺景観に調和するよう、位置、規模、形態意匠等に配慮する。 □照明設備は、過剰な演出は避け、夜間景観に有効となるよう配慮する。	
	 	
※おもてなし 景観づくり のしつらえ (推奨項目)	観光拠点①【大洗海岸公園周辺】 □神磯の鳥居等の景勝地の眺望、大鳥居のビスタ、海辺の眺望に配慮していますか。 □松林の景観に調和するよう、デザインや外構に工夫を凝らしていますか。 □海辺の眺望を楽しむ場や親水性を取り入れていますか。 観光拠点②【総合運動公園・湊沼周辺】 □田園や集落景観に調和するよう高さ、規模に配慮していますか。 □湊沼の自然、歴史、文化や風土に馴染むデザイン、生け垣等の外構を取り入れていますか。 □湊沼や筑波山の眺望を楽しむ場や、親水性を取り入れていますか。 中心拠点【市街地中心部】 □道路等の公共の場所に面する部分に、海の町らしさを感じるデザインを取り入れていますか。 □海やマリントワーのビスタを保全するよう配慮していますか。 □ショーウィンドウやベンチ、プランター等、街並みに賑わいを演出するよう配慮していますか。 産業観光拠点【臨海地区周辺】 □道路等の公共の場所に面する部分に、港らしさを感じるデザインを取り入れていますか。 □海やマリントワーのビスタを保全するよう配慮していますか。 □沿道に植栽や花壇を設ける等、街並みに賑わいを演出するよう配慮していますか。 □照明設備は、港湾の夜間景観に有効となるよう配慮していますか。	

項 目	基 準	
	自然景観ゾーン	市街地景観ゾーン
色彩	□外壁、屋根等の外観の多くを占める色彩（基調色）は、彩度の高い色は避け、周辺景観との調和に配慮する。（⇒ 「マンセル表色系」彩度4以下） □アクセントカラー（強調色）を使用する場合は各立面の1/5程度までとし、周辺景観や街なみを乱さないよう慎重に用いるよう工夫する。（マリンカラーとなる青系や、周辺の樹林地に調和する緑系、材料本来の素材色等、大洗町の自然景観や周辺の街なみに馴染む色合いをできるだけ用いる） ・外観の多くを占める色彩（基調色）は彩度の高い色合いは避ける  ・アクセントカラー（強調色）は、周辺の景観に合うよう慎重に用いる	
材料	□周辺景観との調和や地域風土に馴染む材料を使用する。 □経年変化による退色、損傷、汚れにくい材料を選択し、景観を維持しやすいよう配慮し、海岸沿いでは塩害による腐食等にも配慮する。 ・景観を維持しやすいよう、経年変化を加味した材料を選択する 	
※おもてなし 景観づくり のしつらえ (推奨項目)	観光拠点①【大洗海岸公園周辺】 □基調色：門前町や自然景観に馴染む落ち着いた色合い □強調色：松林に馴染む緑系 海辺に馴染む青系 等 □素材等：木、石等の自然素材 等 中心拠点【市街地中心部】 □基調色：周辺の街なみに馴染む親しみやすい色合い □強調色：マリンカラーとなる白系と青系の組み合わせ 等 観光拠点②【総合運動公園・湊沼周辺】 □基調色：集落や自然景観に馴染む落ち着いた色合い □強調色：山並みや田園風景に馴染む緑系 等 □素材等：木、瓦等の自然素材 等 産業観光拠点【臨海地区周辺】 □基調色：周辺の街なみに馴染む親しみやすい色合い □強調色：マリンカラーとなる白系と青系の組み合わせ 等	

※色彩の表し方：

色彩を表現するときには、色の名称などを用いますが、景観計画では個人差をなくするため記号や数値を使った客観的な方法として、「マンセル」等の表色系を採用する例が多くなっています。

マンセル表色系では、色彩を色相、明度、彩度の3つの属性にわけて表現します。



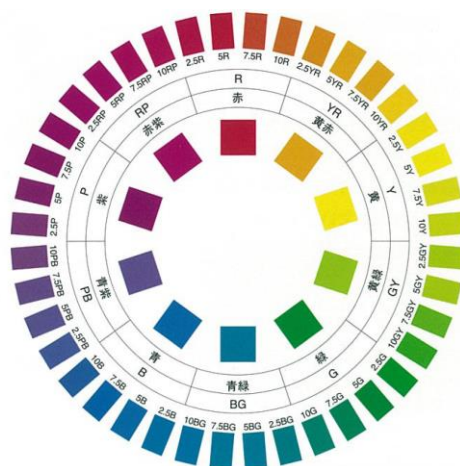
マンセル表色系の色の表記法

H V / C

色相 明度 彩度
Hue Value Chroma

5R4/14 は、色相が5R、明度が4、彩度が14で、高彩度の赤をあらわしています。これは世界共通の表記法となっています。

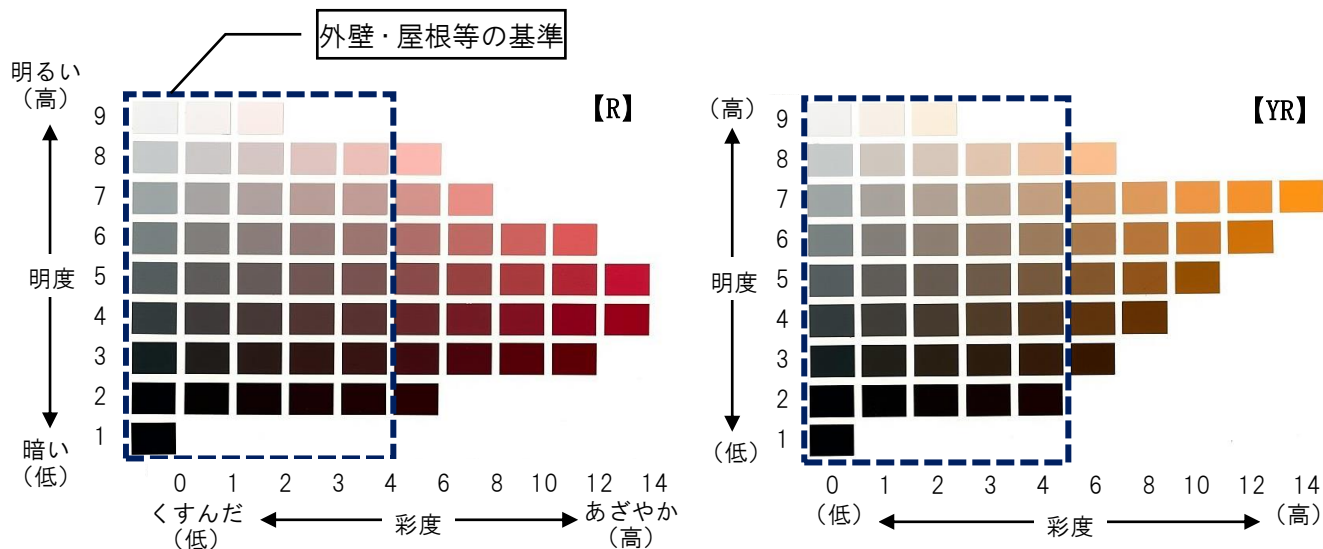
マンセル表色系では、基本的な5色相、R（赤）、Y（黄）、G（緑）、B（青）、P（紫）とその中間色相 YR（黄赤）、GY（黄緑）、BG（青緑）、PG（青紫）、RP（赤紫）の10色相で構成され、これに明度（色の明るさ）と彩度（色の鮮やかさ）を加えて表現します。

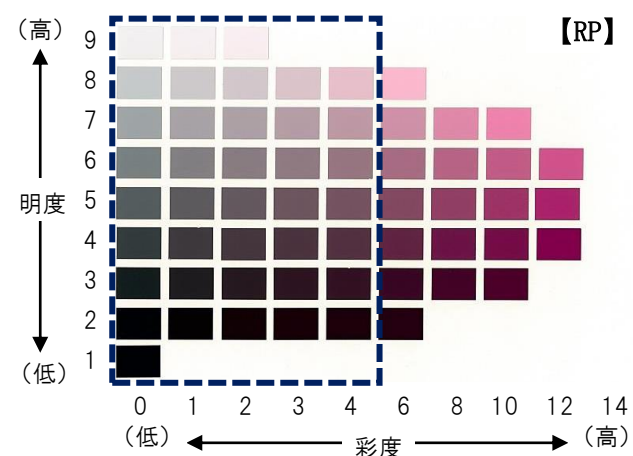
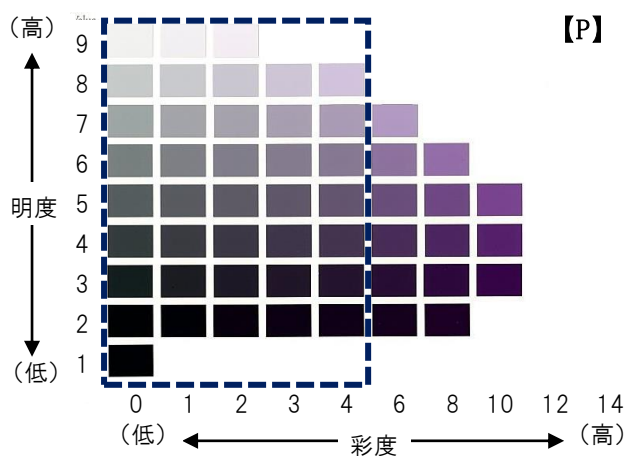
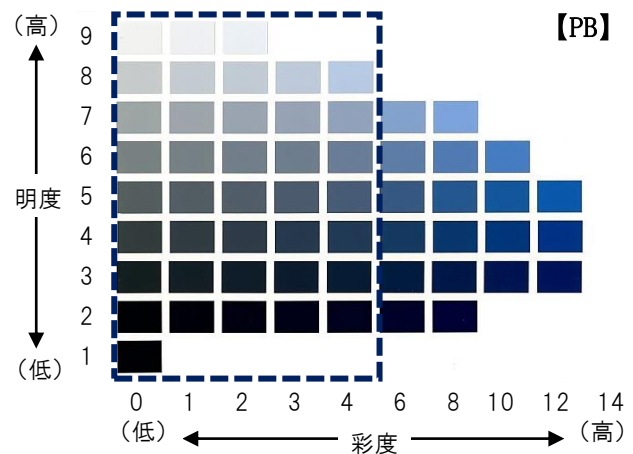
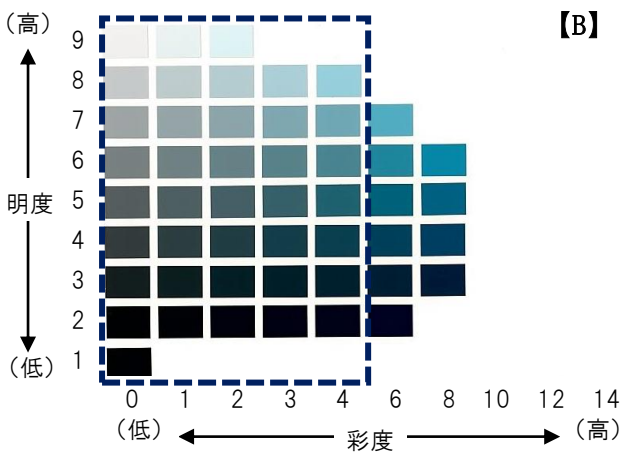
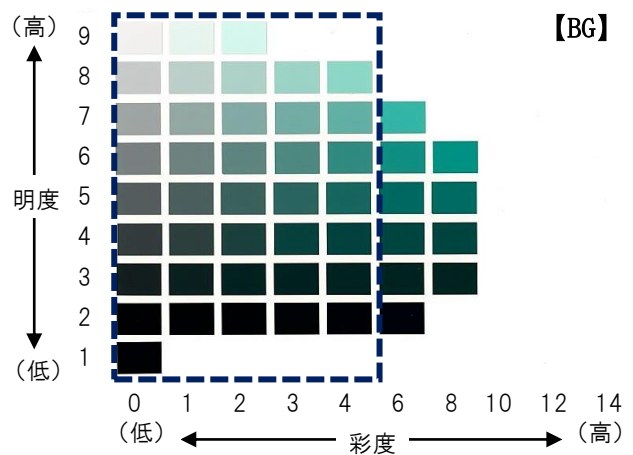
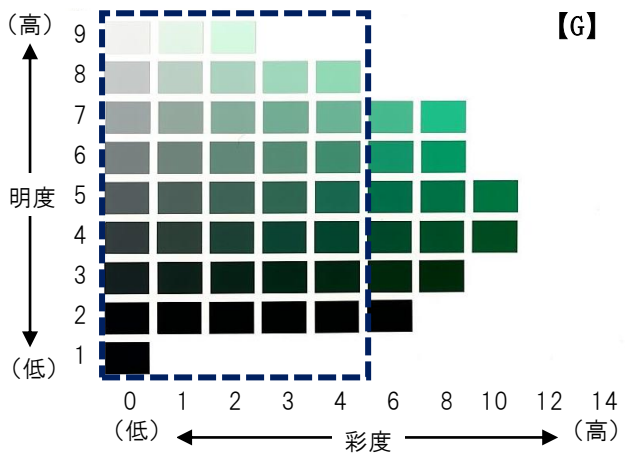
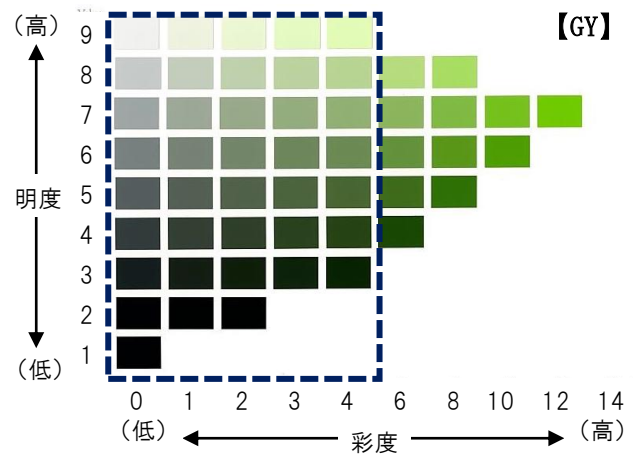
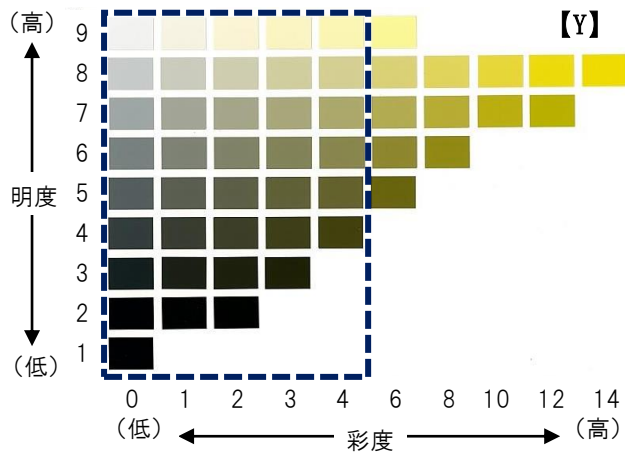


マンセル色相環

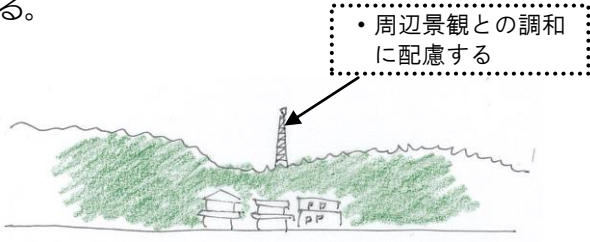
図出典)「大規模行為に係る景観色彩ガイドライン」茨城県

注) ここでの色見本はイメージしやすくするためのもので、印刷物の色は実際とは異なる場合があります。

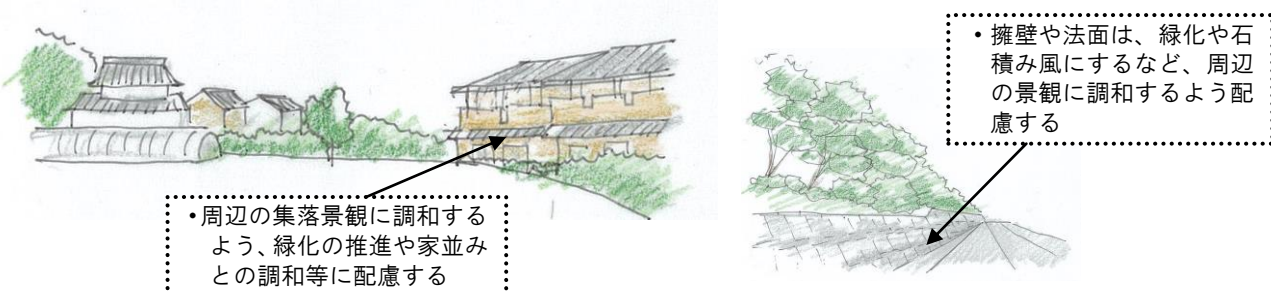




（２）工作物の景観形成基準

基 準	
自然景観ゾーン	市街地景観ゾーン
□景勝地や景観シンボルの眺望を著しく阻害することがないように、周辺景観との調和に配慮する。 □工作物の用途に応じて、形態意匠を工夫し、周辺の景観との調和に配慮する。 □色彩・材料等は、原則として建築物の基準に準じる。	
	

（３）開発行為の景観形成基準

基 準	
自然景観ゾーン	市街地景観ゾーン
□開発を行うにあたっては、大洗町の自然・歴史・文化、周辺の自然・集落景観や市街地の街なみとの調和に十分配慮する。 □出来る限り現況の地形を生かし、周辺の景観への影響を軽減するよう配慮する。 □擁壁や法面は、植栽や壁面の緑化に努めたり、石積み風にするなど、周辺景観への調和に配慮する。 □既存樹林地、樹木等の保全、沿道の緑化等、積極的な緑化の推進に努める。	
	

(4) その他の景観形成基準

項 目	基 準	
	自然景観ゾーン	市街地景観ゾーン
木竹の伐採	□伐採は、必要最小限に抑える。 □道路等の公共の場所や景勝地に隣接する場所は、出来る限り既存樹木の保存、移植に努め、行為中や行為後の景観が、周囲の景観と不調和にならないよう配慮する。 □代替で植栽を施す場合には、塩害に強い植物など、地域の風土にあった植物を用い、周囲の景観に調和するよう配慮する。	
	 • 沿道等の望見しやすい場所は出来る限り、樹木の保存移植に努める	
土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘削そ 他の土地の 形質変更	□道路等の公共の場所や景勝地から容易に望見できないよう工夫し、周囲の景観と不調和にならないよう配慮する。 □行為後は、地域の風土にあった植物等により出来るだけ緑化し、周囲の景観に調和するよう配慮する。	
	 • 大洗町の特徴である緑のまとまりを壊す行為にならないよう配慮する	
屋外における 土石、廃棄物、 再生資源その 他の物件の堆 積	□道路等の公共の場所や景勝地から容易に望見できないよう工夫し、周囲の景観と不調和にならないよう配慮する。 □堆積物は、可能な限り高さを抑え、周辺の景観を損なわないよう整然とするよう配慮する。	
	• 屋外における堆積物は周囲の景観と不調和にならないよう、緑等で遮蔽する 	

第5章 景觀形成重点地区

1. 駅前海岸線沿道地区
2. 宮下地区



第5章 景観形成重点地区

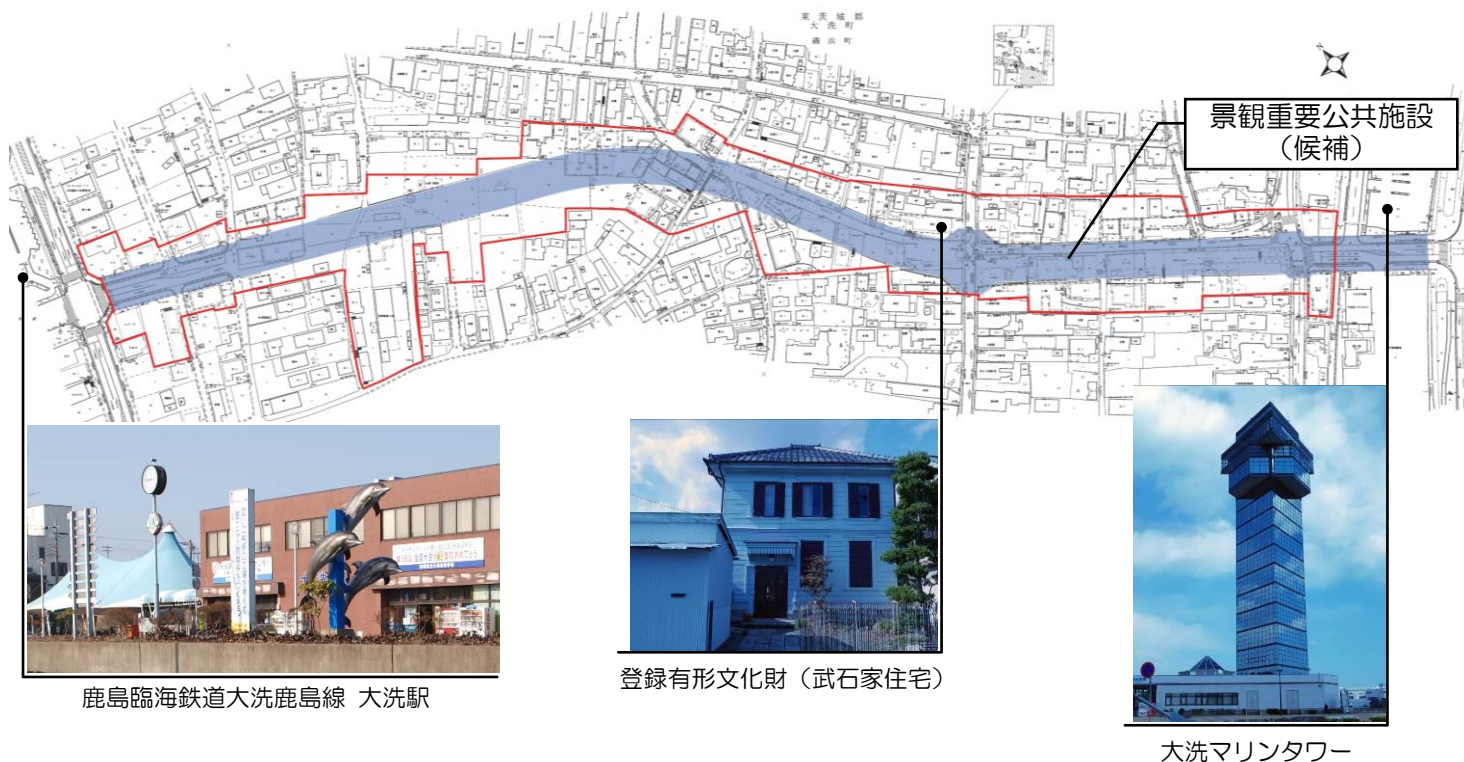
1. 駅前海岸線沿道地区

駅前海岸線沿道地区におけるワークショップの検討結果「景観まちづくり提案」を踏まえて、地区の景観形成における基本方針、届出対象行為、基準を次のように設定します。

(1) 駅前海岸線沿道地区の景観形成基本方針

【地区の概要】

地区の名称	駅前海岸線沿道地区
位 置	大洗町桜道（桜道1）、磯浜町（髭釜町4、5、11の1、11の3、寺釜1、2、3）の各一部
面 積	約3.2ha



鹿島臨海鉄道大洗鹿島線 大洗駅

登録有形文化財（武石家住宅）

大洗マリンタワー

【地区の景観まちづくり方針】

地区の目標	<u>大洗の潮風と人の温かさに出会うみち・まちづくり</u> - みんなに愛される復興シンボルロード - ① 人への優しさ・温かさを感じる道：避難路として誰もが快適に移動できる道路づくりを目指します。 ② 潮風を感じる道：海や大洗の魅力を感じる沿道空間づくりを目指します。 ③ 出会いのある道：訪れる人を「おもてなし」し、交流できる空間づくりを目指します。
土地利用の方針	駅前海岸線は災害時の避難路であるとともに、日常的には大洗駅と大洗マリンタワーを結ぶシンボルロードとして楽しい賑わいのある空間を創出するため、<u>沿道には観光施設や商業施設、業務施設等を誘導</u>し、活力ある沿道空間づくりを目指します。また、<u>火災発生時に市街地の延焼を抑制</u>し、災害に強い市街地形成を目指します。
地区施設の方針	① 駅前海岸線の道路空間は、<u>災害時の避難路として機能性や安全性を確保</u>するとともに、日常的に<u>人に優しく歩きやすい空間づくり</u>に取り組みます。 歩道照明灯（連続照明）や誘導サイン等により、道路の機能性や安全性を確保するとともに、ゆとりのある歩道空間の確保やバリアフリー化等に取り組みます。 ② 避難路としてゆとりある空間づくりに努めるとともに、<u>「大洗らしさ」「おもてなし」</u>等のあるシンボルロードづくりに取り組みます。 緑地やポケットパーク等の憩いの場の創出、大洗の歴史・海を連想させる演出等により、賑わいと潤いのある沿道空間づくりに取り組みます。
建築物等の方針	① 駅前海岸線沿道の建築物や工作物について、壁面の位置、設備、かき・さく、看板・広告物等の基準により、安全性とゆとりある街並みづくりに取り組み、<u>道路と沿道空間が一体となった避難路の形成</u>を目指します。 ② 大洗駅と大洗マリンタワーを結ぶシンボルロードとして、色彩、街並みの演出等の基準により、<u>歩行者の通行に配慮し、表通りにふさわしい空間形成</u>を目指します。

(2) 駅前海岸線沿道地区の届出対象行為

地区の特性を活かした景観形成に影響を及ぼすと考えられる行為を届出対象行為として、次のように設定します。

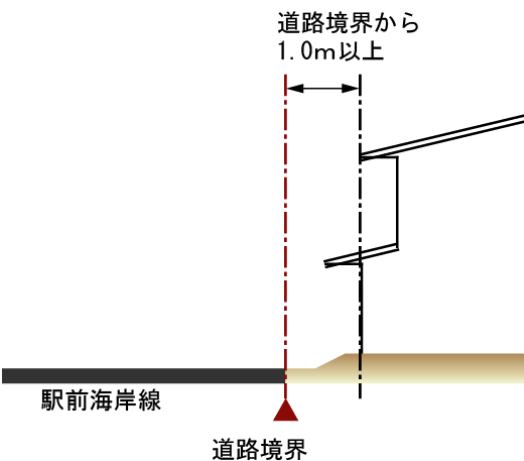
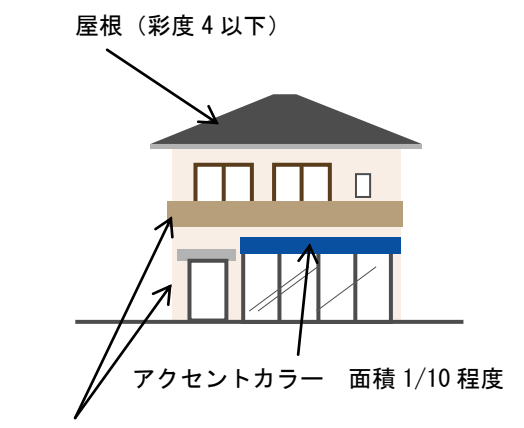
行 為	届出対象
建築物の建築等	・新築、増築、改築、移転 ・外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
工作物※の建設等	・新設、増築、改築、移転 ・外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
その他	・景観に影響を与える行為で町長が必要と認めるもの

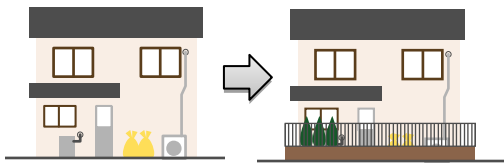
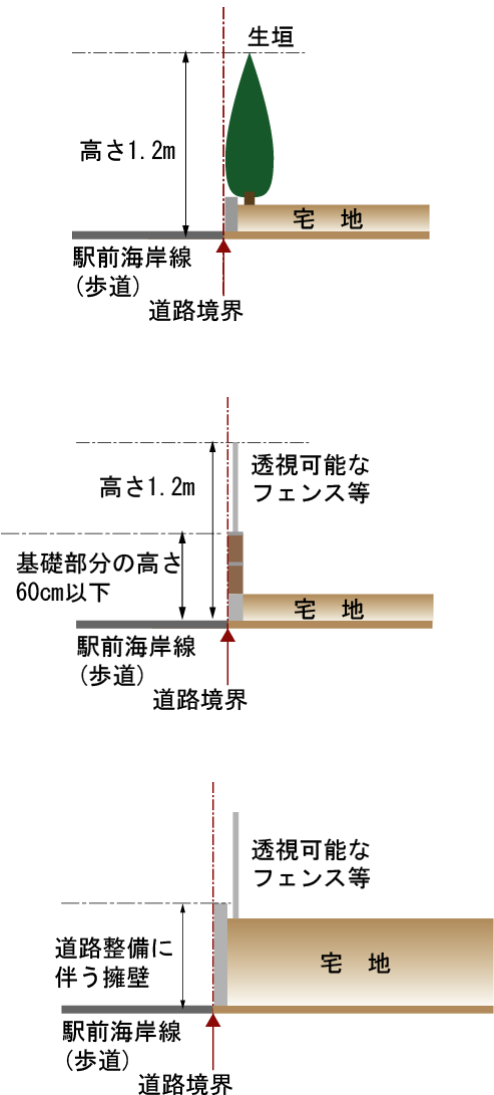
※工作物とは

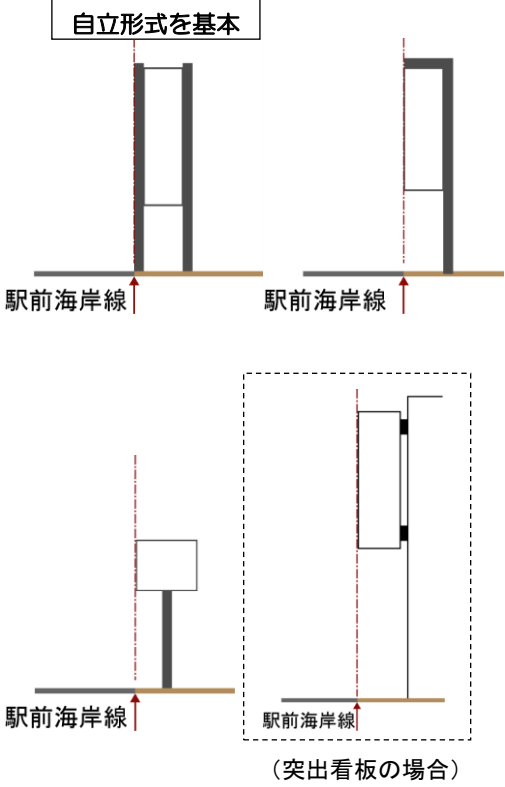
- ・煙突、広告塔、高架架水槽、物見塔等
- ・かき、さく、塀、門扉、擁壁等
- ・昇降機、ウォーターシュート、遊戯施設等
- ・製造施設、貯蔵施設、水道・電気等の供給施設等
- ・汚物処理場、ごみ焼却場その他処理施設等
- ・自動車車庫の用に供する立体的施設等
(・橋梁、高架道路、高架鉄道等)

(3) 駅前海岸線沿道地区の景観形成基準

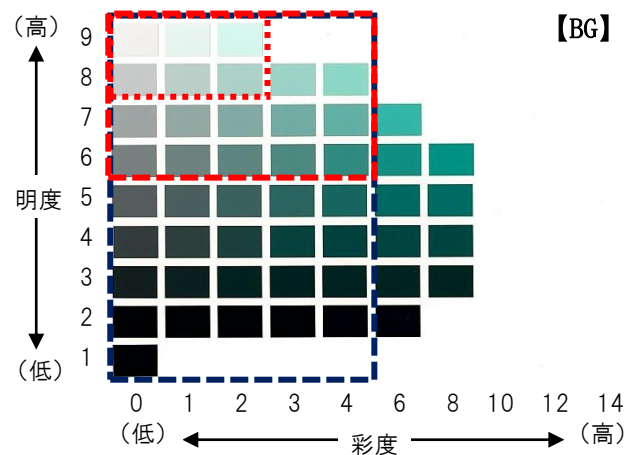
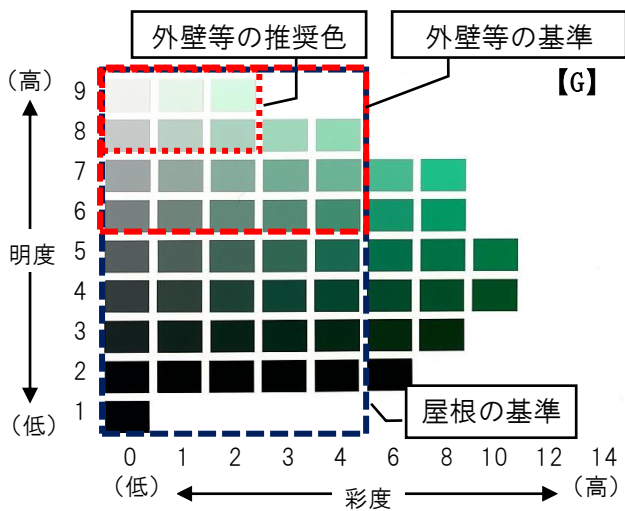
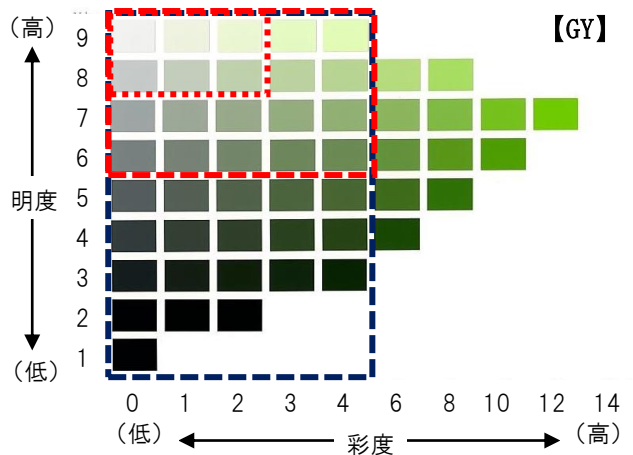
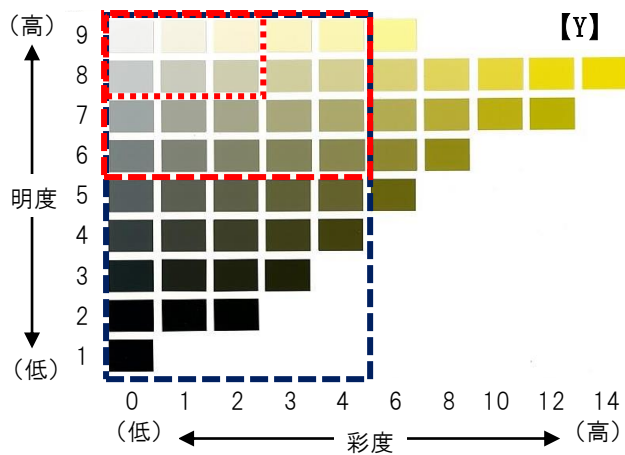
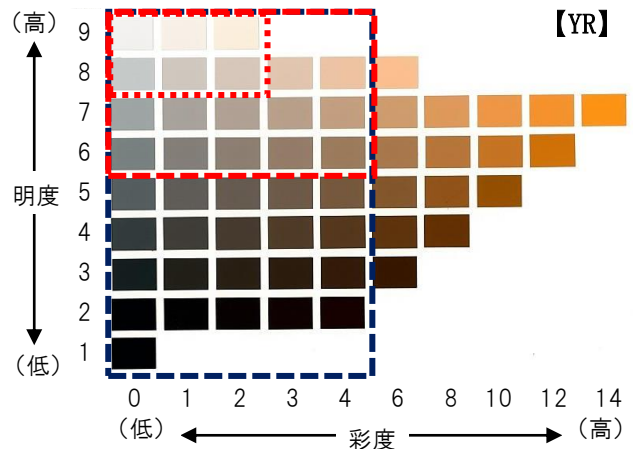
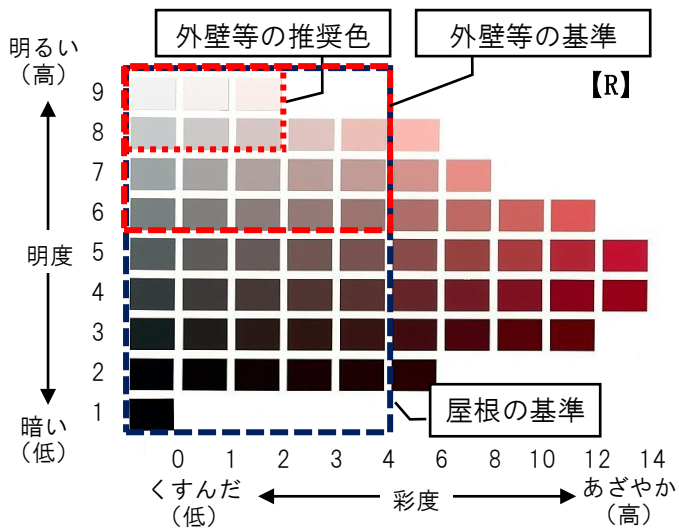
地区の景観形成方針を踏まえ、景観形成基準をとして、次のように設定します。

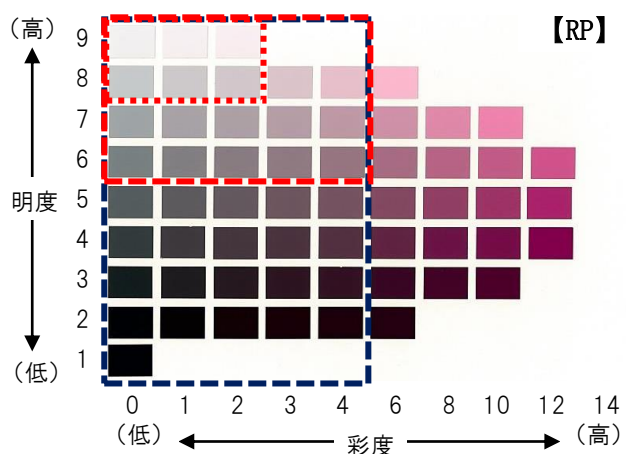
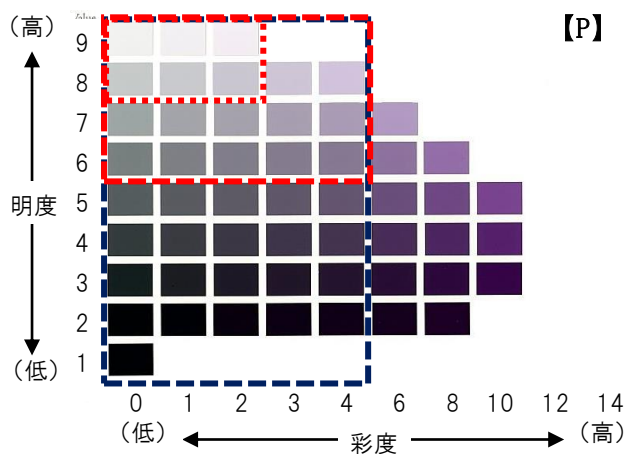
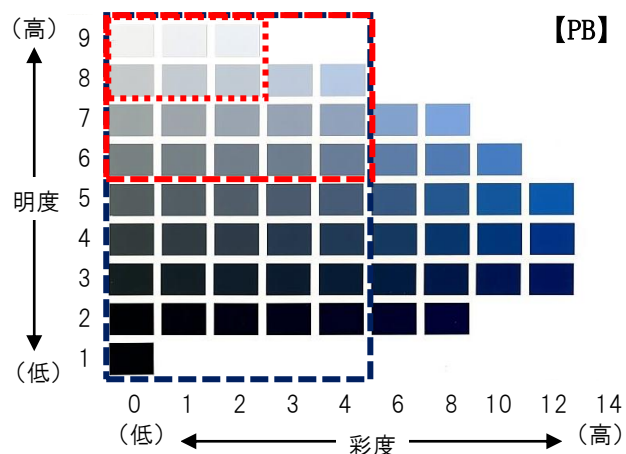
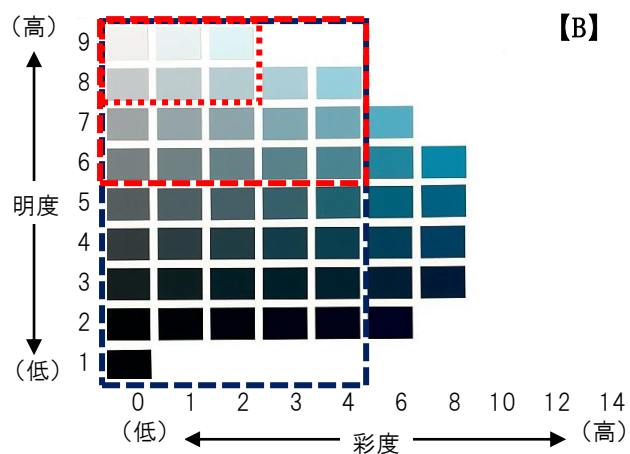
	項目	目的	基準
建築物等に関する基準	□壁面の位置	落下物等による被害を軽減し、円滑な避難や輸送を行うため、沿道に適切な空間を確保します。 	□駅前海岸線に面する部分について、道路境界から壁面までの距離を<u>原則として1.0m以上確保</u>します。 ※ただし、次の場合は、この限りではないものとします。 • 他の道路との隅切り部分 • 敷地規模 165 m² (50 坪) 未満、又は不整形の土地の場合は 50cm 以上を目標 • 軒や出窓、カーポート等は対象外 ※既存の建築物等は、建替えの際に対象となります。
	□色彩	災害時の避難の際、夜間も通りの明るさが増す一助となるように配慮し、また日常は海に通じる通りとして爽やかな色合いを目指します。  ※ただし、彩度 2 以下、明度 8 以上を推奨	□外観の多くを占める外壁等の色彩（基調色・配合色）は、<u>彩度が低く明度が高い色</u>（彩度 4 以下、明度 6 以上）を用いるようにします。（特に彩度 2 以下、明度 8 以上を推奨。） 屋根は、<u>彩度が低く落ち着いた色合い</u>（彩度 4 以下）とします。⇒p.52～53 □一部にアクセントカラー（強調色）を使用する場合は、海沿いらしい街並みに調和するよう工夫して用いるようにし、<u>各立面の 1/10 程度までに抑える</u>ようにします。 ※既存の建物は、建替えの際に対象となります。 ※材料本来の素材色はこの限りではありません。

	項目	目的	基準
建築物等に関する基準	□設備等	災害の際にできるだけ沿道側にもものが散乱することを防ぐとともに、町の玄関口としてふさわしい、整った街並みを形成します。 	□駅前海岸線に面する部分の外壁、屋上等に設ける設備は、<u>道路から目立たない位置にするか、目隠しする等</u>して、沿道の安全性や周辺景観との調和に配慮します。 □駅前海岸線に面する部分の<u>自動販売機は、据え付けを十分に行う</u>とともに周辺景観との調和に配慮します。
	□かき・さく等	沿道では震災時に、歩行者の被害や道路への倒壊を防ぐ安全な塀づくりに努めます。 	□駅前海岸線に面する部分にかき・さくを設ける場合は、ブロックや石積み等による塀を禁止し、<u>倒壊しにくい生け垣や植栽、透視可能なフェンス等</u>とします。これらの構造は以下の通りとします。 ・生け垣・フェンス等の高さは前面道路から 1.2m以下 ・フェンス等の基礎部分は、前面道路から 60cm 以下 ・生け垣は、枝葉が道路にはみ出さないように設置 ※道路整備に伴い設置された擁壁はこの限りではないものとします。<u>(かき・さく等を設置する場合は、生け垣・透視可能なフェンス等を設置するようにします。)</u> ※既存のブロック塀等は、建替えの際に対象となります。

	項目	目的	基準
建築物等に関する基準	□看板・広告物	災害時に沿道に落下するなど、歩行者への被害等を防ぐように配慮して設置します。 自立形式を基本  駅前海岸線 駅前海岸線 駅前海岸線 駅前海岸線 (突出看板の場合)	□駅前海岸線に面する部分の看板の形式は以下の通りとします。 • <u>看板は自立形式</u>のものを推奨します。建物壁面等からの突出看板は原則禁止します。 • やむを得ず<u>突出看板とする場合には、道路境界からはみ出さずに設置</u>し、強度や材質、維持管理に留意します。
	□街並みの演出	本路線沿道は、避難路であるとともに、大洗駅からのシンボルロードになることから、魅力ある街並み空間の演出に努めます。 【イメージ】 	□駅前海岸線に面する部分は、<u>できる限り緑化</u>に努めます。 □商業施設や業務施設は、沿道に<u>ショーウィンドウやベンチ、プランターを設置する等、街並みに賑わいを演出</u>するよう配慮します。

※駅前海岸線沿道地区における色彩の基準





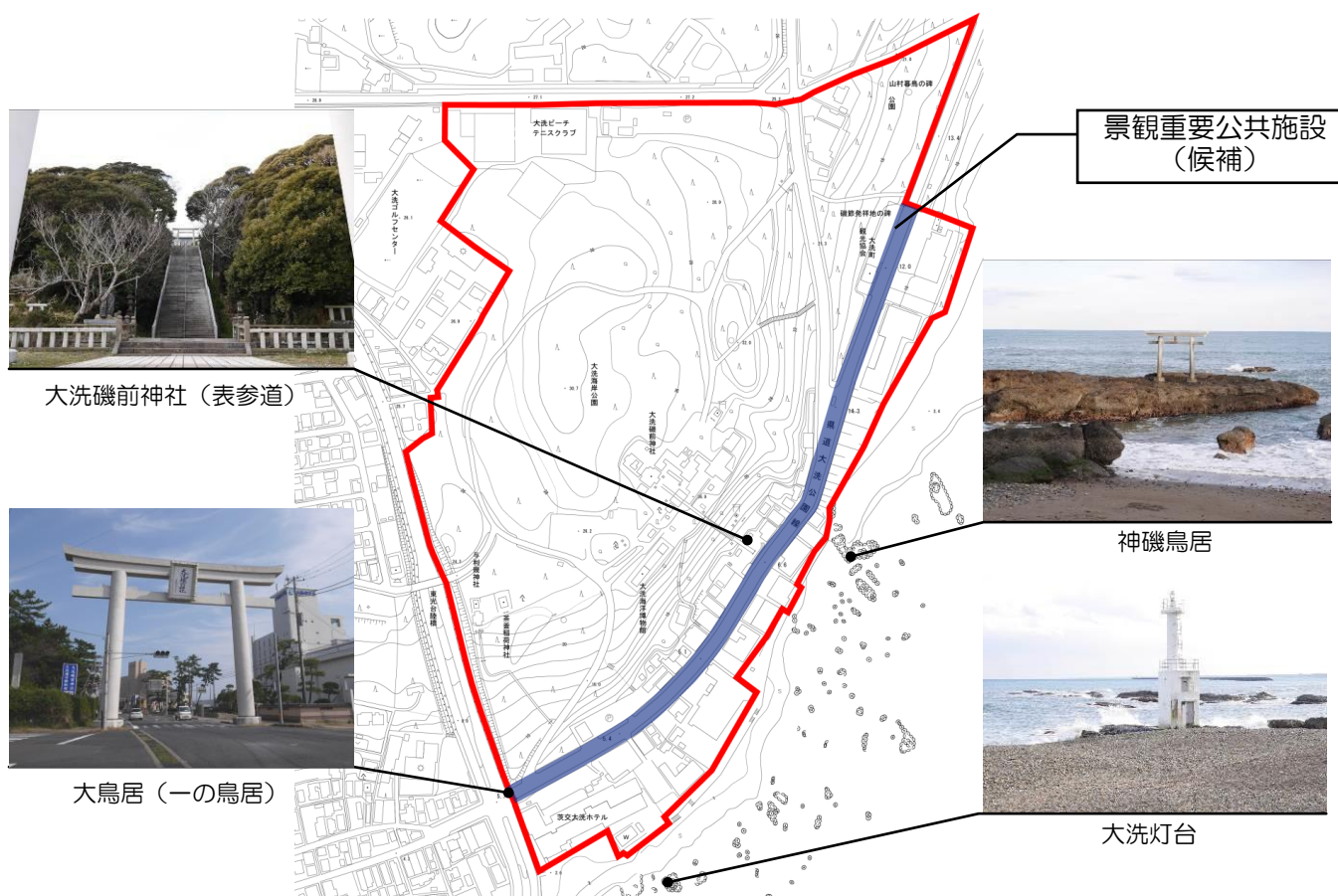
2. 宮下地区

宮下地区におけるワークショップの検討結果「景観まちづくり提案」を踏まえて、地区の景観形成における基本方針、届出対象行為、基準を次のように設定します。

(1) 宮下地区の景観形成基本方針

【地区の概要】

地区の名称	宮下地区
位 置	大洗町磯浜町（明神町1）の一部
面 積	約 20.9ha



【地区の景観まちづくり方針】

地区の目標	「海（磯）」「緑（松林）」「歴史（大洗さま）」 磯節に謳われた風景を守り活かす、おもてなし景観づくり ～ 磯で名所は大洗さまよ 松が見えます ほのぼのと ～（磯節一節） ① 海（磯）の風景：海の眺望、海の風景との調和を大事にした景観づくりに取り組みます。 ② 緑（松林）の風景：鎮守の森、森の緑との調和を大事にした景観づくりに取り組みます。 ③ 歴史（大洗さま）の風景：神社、水源、謂れ等の宮下の歴史を活かした風格のある景観づくりに取り組みます。 ④ おもてなしの風景：門前町として、訪れる人が心地よく落ち着いて過ごせるおもてなしに取り組みます。
地区施設の方針	① 県道大洗公園線は、宿泊施設や観光資源が集積する宮下地区の骨格となる道路として、日常的に人に優しく歩きやすい空間づくりに取り組みます。 電線地中化による歩行空間の拡大、照明灯、案内サイン、休憩機能の充実等により、歩行者空間の充実を目指します。 ② 県道大洗公園線の沿道について、門前町として鎮守の森にも調和する落ち着きと風格のあるおもてなし空間づくりに取り組みます。 歩道空間における照明灯デザインや附帯施設の色彩等、沿道景観に配慮した空間づくりに努めます。 ③ 海岸沿いの遊歩道は、町のシンボル景観でもある神磯鳥居や灯台の見える風景を大切に、防波堤等の海沿いの施設は自然景観との調和に配慮し、景観を阻害しないよう華美な装飾は避けるようにします。
建築物等の方針	① 県道大洗公園線沿道の建築物や工作物については、落ち着きと風格のある空間づくりを進めるため、色彩、材料、設備、看板・広告物、外構等の基準により、道路と沿道空間が一体となったおもてなし景観の形成を目指します。 ② 海岸沿いの建築物や工作物については、昔から大切に守られてきた海の風景を保全するため、海辺の眺望を阻害せず、自然景観に調和するよう取り組みます。

(2) 宮下地区の届出対象行為

地区の特性を活かした景観形成に影響を及ぼすと考えられる行為を届出対象行為として、次のように設定します。

行 為	届出対象
建築物の建築等	・新築、増築、改築、移転 ・外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
工作物※の建設等	・新設、増築、改築、移転 ・外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
その他	・景観に影響を与える行為で町長が必要と認めるもの

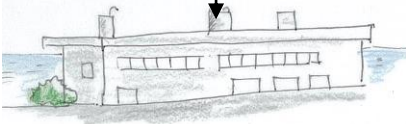
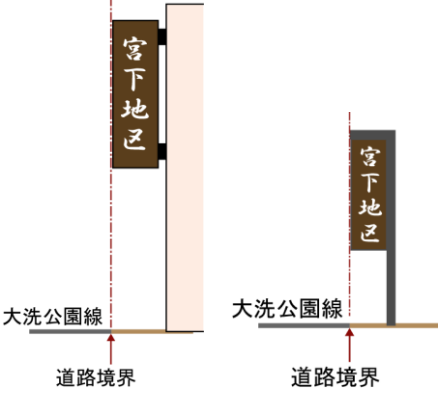
※工作物とは

- ・煙突、広告塔、高架架水槽、物見塔等
- ・かき、さく、塀、門扉、擁壁等
- ・昇降機、ウォーターシュート、遊戯施設等
- ・製造施設、貯蔵施設、水道・電気等の供給施設等
- ・汚物処理場、ごみ焼却場その他処理施設等
- ・自動車車庫の用に供する立体的施設等
(・橋梁、高架道路、高架鉄道等)

(3) 宮下地区の景観形成基準

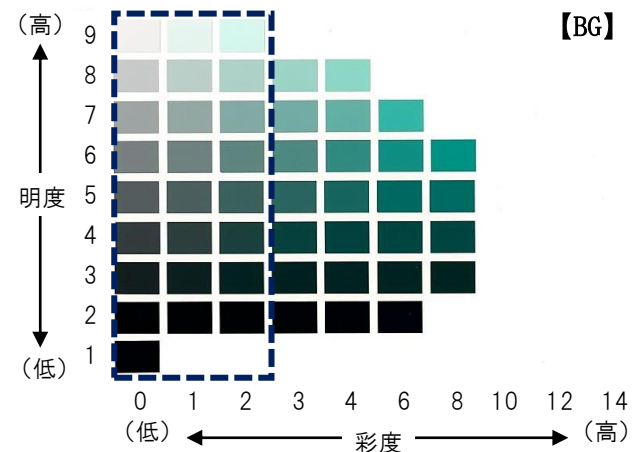
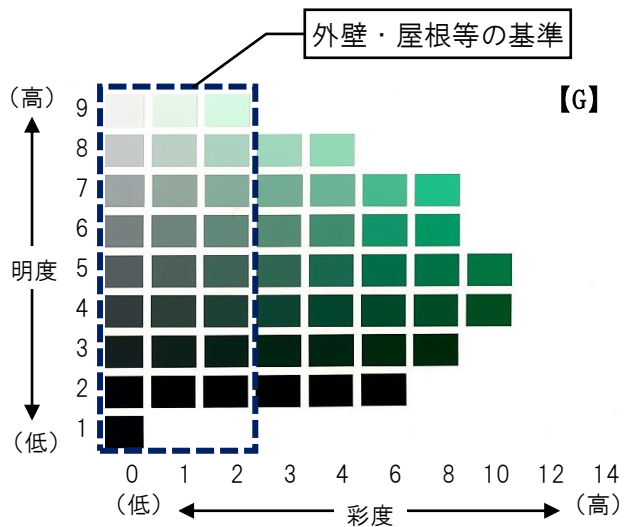
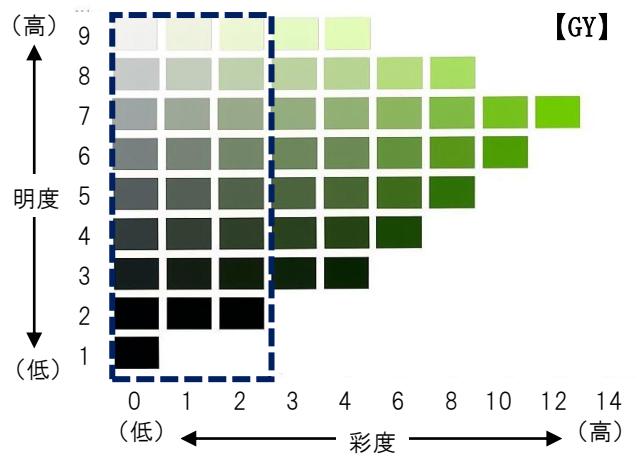
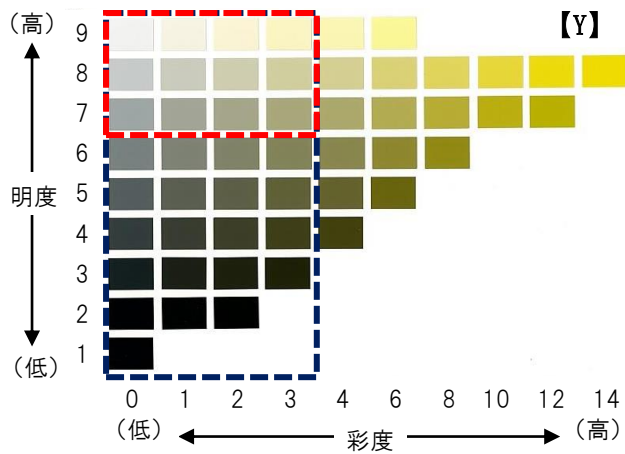
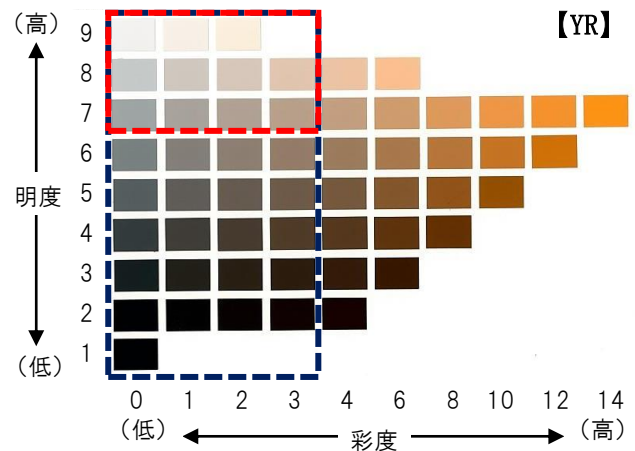
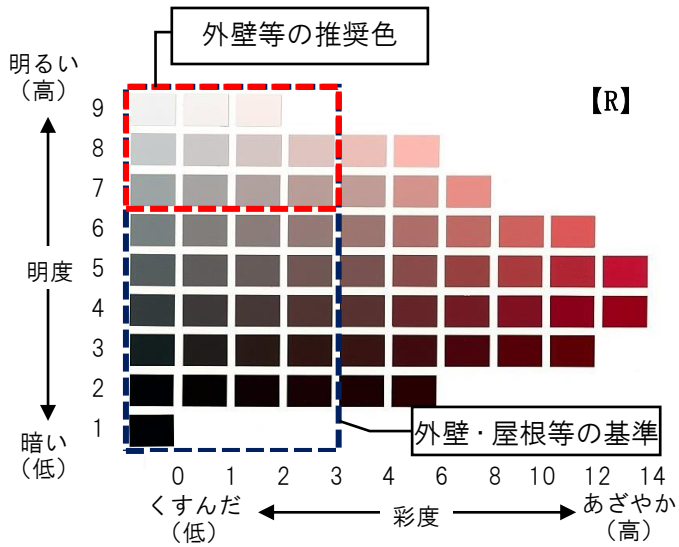
地区の景観形成方針を踏まえ、景観形成基準をとして、次のように設定します。

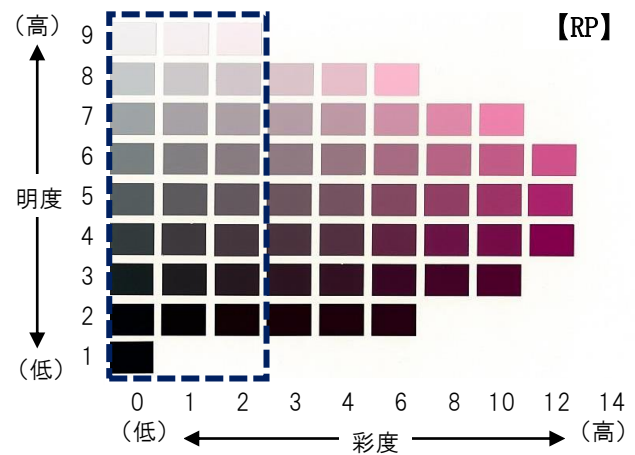
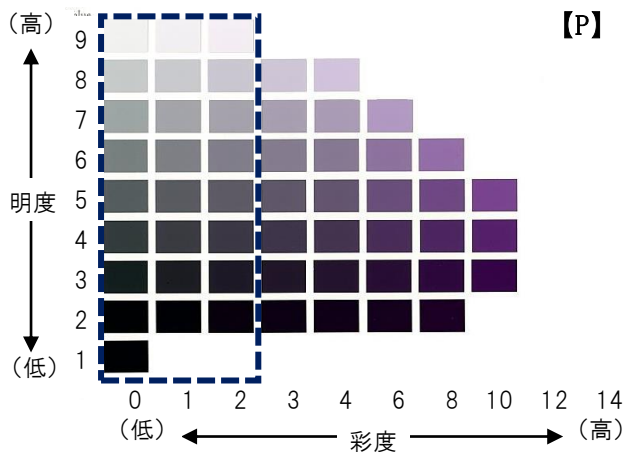
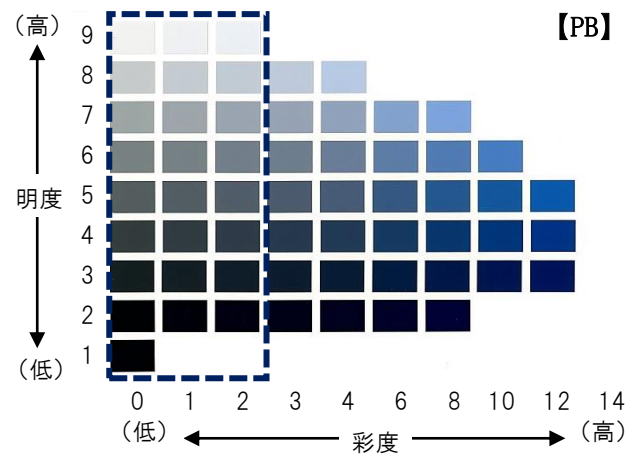
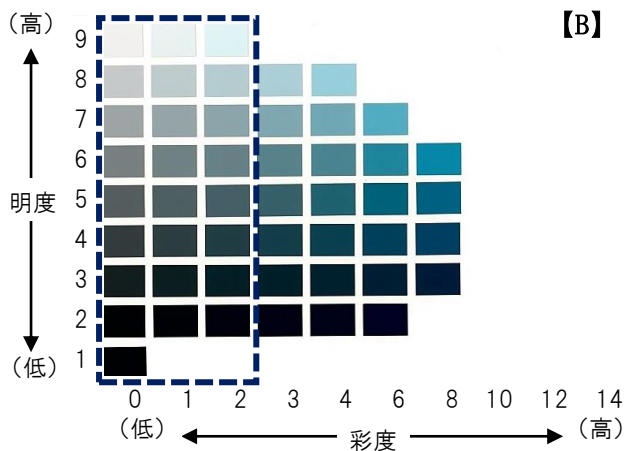
	項目	目 的	基準（案）
建築物等に関する基準	□色彩	門前町の街並みを保全していくため、華美な色合いを避け、周辺の街並みと調和する自然な落ち着いた色合いを目指します。 【実際の街並み】県道沿い 	□外観の多くを占める外壁等の色彩（基調色・配合色）は、<u>彩度の低い落ち着いた色合い</u>（※マンセル値：彩度 2～3以下）とし、<u>ベージュ系又は白・アイボリー系を推奨</u>（※マンセル値：色相 R・YR・Y、明度 7以上、彩度 3以下）します。⇒p.59～61 □一部にアクセントカラー（強調色）を使用する場合は、落ち着いた街並みを乱さないよう工夫して用いるようにし、<u>各立面の 1/10 程度までに抑えるようにします。</u> ※既存の建物は、建替え又は改修の際に対象となります。 ※材料本来の素材色はこの限りではありません。
	□材料	門前町の街並みや海辺の景観との調和を大切にしていくため、材料等にも配慮していきます。 【実際の街並み】 	□経年変化による<u>退色、損傷、汚れに</u><u>くい材料</u>を選択し、塩害による腐食等にも配慮します。 □周辺景観との調和や地域風土に馴染む材料として、建築物や外構などの<u>一部に木や石等の自然素材の使用を推奨</u>します。 ※既存の建物は、建替え又は改修の際に対象となります。

	項目	目 的	基 準（案）
建築物等に関する基準	□設備等	大鳥居から続く神社の玄関口としてふさわしい、整った街並みを形成します。 【イメージ】 ・屋上等の設備は、周辺景観に調和するよう配慮する 	□外壁、屋上等に設ける設備は、<u>県道から目立たない位置にするか、目隠しする等</u>して、建築物との一体性や周辺景観との調和に配慮します。 □屋外階段やベランダは、建築物本体との一体性や周辺景観との調和に配慮します。
	□看板・広告物	門前町の街並みに合うよう、看板、広告物等の統一化を図ります。 【イメージ】 	□県道大洗公園線に面して設置する<u>突出看板又は自立看板は原則的には1つ</u>とし、縦書きで、茶系又は濃紺系等の落ち着いた色合いを基本とします。 □突出看板や自立看板等を設ける場合には、<u>道路境界からはみ出さず</u>に設置します。
	□外構	鎮守の森に馴染むよう、緑豊かな空間づくりを進めます。 【実際の街並み】 	□県道沿いは、<u>できる限り植栽</u>を施します。 □地区を象徴する<u>松の植栽を推奨</u>します。 □<u>駐車場は、沿道に植栽を施し</u>、潤いのあるオープンスペースとします。 □自動販売機、ゴミ置き場等を設置する場合には、建築物や<u>周辺街並みとの調和に配慮</u>します。

	項目	目 的	基準（案）
建築物等に関する基準		県道大洗公園線沿道は、大鳥居から続く門前町であるとともに、神磯の鳥居や灯台などの町を代表する景観が点在することから、観光客が歩いて楽しめる魅力ある街並み空間の演出に努めます。 【実際の街並み】	
	□街並みの演出		□沿道に<u>ベンチ、花壇やプランターを設ける</u>等、街並みに賑わいを演出するよう配慮します。 □海沿いについては、海辺の眺望を阻害しないよう、原則として<u>看板・広告物等は設置せず、華美な装飾はさける</u>ようにします。

※宮下地区の色彩の基準





第6章

景観重要建造物・樹木の指定の方針等

1. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針
2. 景観重要公共施設の整備に関する事項
3. 屋外広告物の表示の制限等に関する事項



第6章 景観重要建造物・樹木の指定の方針等

1. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

景観法第19条第1項の景観重要建造物又は第28条第1項の景観重要樹木の指定の方針は、次のとおりとします。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

以下の項目のいずれかに該当する建造物（建築物・工作物）のうち、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、その外観が大洗町の良好な景観形成に重要であると認められるものについては、所有者や管理者の意見を聴いた上で、**景観重要建造物**として指定できるものとします。

- ①外観が、町の歴史・文化等を継承し、又は町の風土を表す建造物。
- ②町民や来訪者に親しまれ、地域のシンボリックな存在である建造物。
- ③多くの人が行き交う街角や観光地など、町の景観形成上重要な位置にある建造物。

(2) 景観重要樹木の指定の方針

以下の項目のいずれかに該当する樹木のうち、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、その樹容が大洗町の良好な景観形成に重要であると認められるものについては、所有者や管理者の意見を聴いた上で、**景観重要樹木**として指定できるものとします。

- ①町の歴史・文化等を象徴し、又は町の風土を表す貴重な樹木。
- ②町民や来訪者に親しまれ、地域のシンボリックな存在である樹木。
- ③多くの人が行き交う街角や観光地など、町の景観形成上重要な位置にある樹木。

2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観法第8条第2項第5号口関係の景観重要公共施設の整備に関しては、次のとおりとします。

(1) 景観重要公共施設の指定に関する方針

道路、河川、公園、海岸、港湾等の良好な景観の形成に重要な公共施設のうち、以下に該当する公共施設については、管理者等と協議し、その同意を得た上で、景観重要公共施設に位置づけます。

- ① 町民や来訪者に親しまれ、地域のシンボリックな存在である公共施設で、その整備・改修などにおいて、景観面での配慮が必要なもの。
- ② 今後整備を行う公共施設で、地域の良い景観形成において重要となるもの。

(2) 景観重要公共施設の整備に関する方針・基準等

景観重要公共施設に位置づけた公共施設については、管理者等と協議し、良好な景観を形成するための方針や基準を定め、整備を行う際には、これに即して整備を行うものとします。今後は、景観形成重点地区における「地区施設の方針」に基づき、骨格道路の指定等を検討し、公共空間と沿道空間が一体となった街並み形成を目指します。

候補（案）	整備方針（案）
都市計画道路 駅前海岸線	□避難道路としての機能性に加え、大洗駅前のシンボルロードとしてふさわしい魅力ある路線とするため、歩道や照明、交通安全施設等について、景観に配慮した道路空間づくりを進めます。 □歩道や照明、交通安全施設等の色彩は、華美なものを避け、街並みに調和するよう配慮します。（駅前海岸線沿道地区の色彩（屋根等）の基準を考慮） □沿道住民との協働により、残地を活用した緑地・ポケットパーク、サイン・案内板の整備、大洗の歴史や海に関するモニュメントの設置等、賑わいと潤いのある沿道空間づくりに取り組みます。 □既存商店街との連携や、定期イベントの開催等、駅と大洗港をつなぐ観光道路としての賑わい空間づくりに努めます。
県道大洗公園線	□大洗のシンボル景観である大鳥居の景観と旅館街の街なみを保全するため、歩道の整備と電柱地中化を進めます。 □緑に囲まれた大洗磯前神社の門前の佇まいを活かすため、沿道住民との協働により、植栽（松等）や照明灯の設置等、落ち着きと風格のある沿道空間づくりに取り組みます。 □歩道や照明、交通安全施設等の色彩は、華美なものは避け、街並みに調和するよう配慮します。（宮下地区の色彩（外壁等）の基準を考慮） □沿道住民との協働により、案内・サインや休憩施設の設置、イベント開催等、観光客をもてなす空間づくりに努めます。

候補（案）	整備方針（案）
大洗サンビーチ	□サンビーチについては、安全・安心なビーチとして新たな津波対策とともに、観光利用の核として、ビーチの利用促進や魅力向上を図ります。 □夏期のみではなく年間を通じて、美しい砂浜や波等を活用したイベント実施や観客スペースの整備等により、ビーチの利用促進を図ります。 □適切なゾーニングと施設配置、色彩等により、従来の自然的空間や風致をできるだけ阻害しないよう配慮しながらビーチ空間の有効活用を図ります。 □ビーチの美しい自然景観を眺められる視点場（高台）の創出等により、大洗の風景体験をより印象的に演出するとともに、港と浜との接続部に賑わい空間を創出し、港地域との連続性を確保します。 □きれいな砂浜を維持するため、地域住民や商店街、観光客等と連携してビーチの環境美化に努めます。

3. 屋外広告物の表示の制限等に関する事項

景観法第8条第2項第5号イ関係の屋外広告物の表示の制限等に関しては、次のとおりとします。

（1）屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

町の良好な自然景観や街なみを維持するため、景観上重要な要素である屋外広告物については、茨城県屋外広告物条例の遵守に努め、適正な規制誘導を図るものとします。

特に、海岸沿いの主要幹線道路や、町の中心部や海にアクセスする道路といった景観軸の沿道については、大規模な屋外広告物が町の印象を左右することから、適切な誘導を図るものとします。

また、景観形成重点地区については、それぞれの地区の基準に基づき、周辺の街並みと調和のとれた屋外広告物の誘導を行います。

今後は、大洗町の景観特性を踏まえた規制誘導を行うため、町独自の屋外広告物条例の制定を検討していきます。

第7章 景観まちづくり推進方策

1. 景観まちづくり推進方策
2. 景観まちづくりの推進主体



第7章 景観まちづくり推進方策

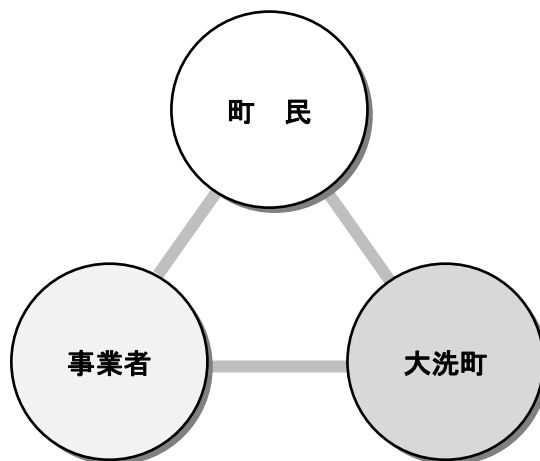
1. 景観まちづくり推進方策

(1) 景観まちづくり推進の考え方

景観まちづくりの推進にあたっては、町民、事業者、町などの主体が大洗町の持つ景観資源とその魅力を共有し、それぞれの立場で取り組みを行うことが重要です。

また、景観まちづくりは、良好な景観を保全・創出することに留まらず、大洗町の活性化や魅力づくりに繋げていくことが重要であり、景観まちづくりの意義や効果を認識して取り組むことも必要です。本計画で定めた内容の推進と、景観づくりの取り組みによる効果を大洗町のまちづくりに活用するため、各主体が以下のような点に留意して進めることとします。

身近な景観に関心を持ち、日常生活の中で、景観まちづくり活動に取り組みます。



景観づくりに携わるとともに、景観を生かした地域づくりの担い手として、観光や産業分野における活性化に取り組みます。

景観計画に基づく景観づくりを進めるための体制と制度を構築する他、景観行政団体として先導的な取り組みを行います。

(2) 景観まちづくり推進方策

景観計画で定めた内容を具体的に進めていくため、今後は次のような推進方策が考えられます。

■方策－１ 景観条例の制定(行政による景観誘導体制の充実)

景観計画に示した届出対象行為、景観形成基準等について、より実効性のある運用を行うため、景観計画策定後、速やかに大洗町の景観行政の根幹となる景観条例の制定を行います。

■方策－２ 先導的な景観プロジェクトの展開

公共施設は、景観要素の中でも重要な役割を担うものであり、その整備主体である行政は景観まちづくりにおいて先導的な役割を担う主体であると考えられます。また、大洗町は、県立自然公園区域等に指定される区域も多く、この取り組みは大洗町だけでなく茨城県と密に連携し進めることが期待されます。

そのため、主要な都市計画道路や公益施設等の大規模施設の整備については、先導的景観プロジェクトとして、当該地区の景観づくりに配慮した計画づくりを進めます。

■方策－３ 町民・事業者の景観づくりに対する動機づけ

景観は、身近な景観要素の組み合わせにより創出されるものであり、建築物や工作物の設置や緑化等の主体となる町民や事業者は、景観づくりにおいて重要な主体となります。そのため、本計画に基づく景観まちづくりを推進するために、良好な景観の創出に寄与する建築行為や、花いっぱい運動等の景観づくりの取り組みに対する支援制度や顕彰制度の充実を図ることが考えられます。

また、景観づくりは、長い期間を要する取り組みであるため、次世代を担う若い世代に対してもその必要性を浸透することが重要であり、教育の場における大洗町の景観資源や景観の魅力に関する啓発に取り組むことが考えられます。

■方策－４ 景観形成重点地区における景観まちづくりの推進方策

本計画では、宮下地区と都市計画道路駅前海岸線沿道地区について、景観形成重点地区に位置づけています。これらの地区においては、景観まちづくりワークショップを開催し、利害関係者との間で景観づくりの取り組みの必要性、景観形成基準等について議論を進めてきましたが、このような取り組みを契機に景観まちづくりを推進するため、地区単位での組織づくりに取り組み、景観づくりを継続して支援することが考えられます。

2. 景観まちづくりの推進主体

景観まちづくりの推進を図るため、本計画では「(仮称)大洗町景観審議会」の設置を想定しますが、景観法においては、景観計画実現のための組織として、「景観整備機構」や「景観協議会」等も示されていることから、必要に応じてこのような組織の活用を図ることを想定します。

また、景観重点地区に指定される地区においては、利害関係者により「地区協議会」等の形式で、継続的に景観づくりに取り組むための組織をつくることも考えられます。

■実施組織の構成案

実施組織	組織の構成
景観整備機構	景観づくりに対する情報提供や合意形成、景観重要建造物等の買取や整備を進める組織として、NPOや公益法人等を対象に景観行政団体の長が指定する組織です。
景観協議会	市民、事業者、行政が連携して景観まちづくりを推進する主体として、この三者により構成する組織です。
地区協議会	当該地区の利害関係者により、景観づくりのコントロールや景観を生かした地域づくりイベント等の開催を行う組織です。



資料編

1. 計画の策定体制
2. 景観計画策定に係る町民意識調査





資 料 編

1. 計画の策定体制

(1) 策定委員会設置要綱

大洗町景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 景観法(平成16年法律第110号)に基づく大洗町景観計画(以下「景観計画」という。)の策定にあたり、幅広い観点からの検討を行い、本町の良い景観の形成に資するものとして景観計画を策定するため、大洗町景観計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、大洗町景観計画の策定に関する必要な事項を検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱及び任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 町内に住所を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱及び任命の日から景観計画の策定が完了する日までとする。

2 前条の規定による委員のうち、役職により委嘱及び任命された者の任期は、その職に在職する期間中とする。

3 委員に欠員が生じたときは補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 委員会に、オブザーバー(傍聴人)を置くことができる。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第8条 委員会に、計画の策定に必要な関係各課等の調整を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市建設課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月31日から施行する。

(2) 策定委員会委員名簿

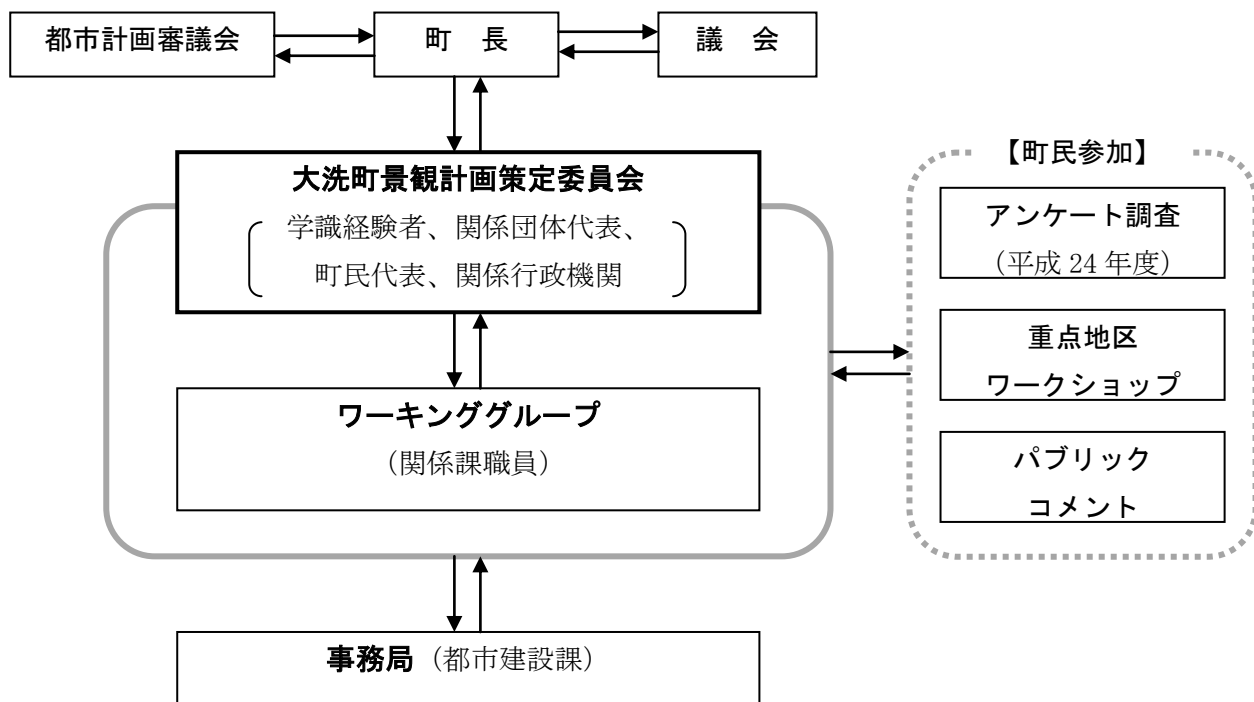
大洗町景観計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職	区分
1	小場瀬 令二	筑波大学 名誉教授 (現：練馬環境まちづくり公社 まちづくりセンター 所長)	学識経験の あるもの
2	海老原 健	(株)常陽産業研究所 地域研究部次長 (茨城県まちづくりアドバイザー)	
3	中山 眞矢	(株)眞建築設計室 代表取締役	
4	戸塚 敏夫	大洗町商工会副会長	関係団体を 代表するもの
5	深作 正之	大洗町農業委員会会長	
6	石井 藤一郎	(一社)大洗観光協会会長	
7	木村 和子	元町子ども会育成連合会会長	町内に住所を 有するもの
8	飯島 一敬	元 NPO 法人大洗海の大学 代表理事	
9	杉本 裕也	(株)セキノ不動産 専務取締役	
10	郡司 光一	石光造園 代表	
11	水島 徹治 *久保田 一 (H25 年度)	国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所長	関係行政機関 の職員
12	肥高 孝之 *大塚 嘉久 (H25 年度)	茨城県土木部 都市局 都市計画課長	
13	小泉 恵三 *藤枝 宏之 (H25 年度)	茨城県水戸土木事務所長	
14	塙 広実 *荻谷 政義 (H26 年度) *内木 二三男 (H25 年度)	茨城県茨城港湾事務所大洗港区事業所 長	

*印は前任者

(3) 策定体制図



(4) ワーキンググループ メンバー

No.	課 名	対象項目
1	まちづくり推進課	駅前海岸線 他
2	生活環境課	環境美化
3	商工観光課	観光
4	農林水産課	農村景観、漁港景観、樹林地等
5	生涯学習課	文化財、景観重要建造物、樹木等
6	財務課	公共施設
7	総務課	自治基本条例関係
8	都市建設課	都市計画関係、事務局

2. 景観計画策定に係る町民意識調査

大洗町「景観に関するアンケート調査」結果【概要】

日頃より町政にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

大洗町は、太平洋や瀬沼の美しい景色や特徴的な眺望をもつ町として、「景観」(※1)に関する取り組みに力を入れていこうとしています。また、地域の特色である「景観」を守り育て、次の世代に伝えていくため、平成24年3月に「景観行政団体」(※2)となりました。

そこで、町民の皆様に日頃から感じている大洗町の「景観」の良いところや改善したいところについておうかがいし、今後、「景観」を守り育てるための計画づくりや施策を検討することを目的として、アンケートを実施しました。

- ※1「景観」……風景、景色、すばらしいながめのこと。海や山などの自然、建物や街並み、人々の暮らしなど、私たちの目にうつるまちの姿。
- ※2「景観行政団体」…景観法に基づいて、良好な景観を守る取り組みなどを独自に行うことができる自治体。



アンケート調査の概要

- 対象者：町民2,000人（平成24年12月1日現在、満20歳以上、住民基本台帳から無作為抽出）
- 調査方法：平成25年1月15日に調査票を郵送
2月4日を締め切りとして、返信用封筒で郵送による回収
- 回収率：29.7%（回収数：593件）



調査結果1：大洗町の景観について

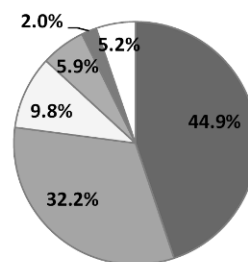
問2 大洗町の景観（景色や風景、街並みなど）に対して、愛着や誇りを感じていますか？【1つ選択】

- 「愛着や誇りを感じている人」は約8割。
年代が高いほうが愛着や誇りがある。

「愛着や誇りを感じている」(44.9%)が最も多く、「愛着や誇りを少し感じている」(32.2%)を含めると、8割近くの人々が愛着や誇りを感じています。特に、60歳代や80歳代では「愛着や誇りを感じている」が半数以上で、今後は若い年代も愛着や誇りを持てるような景観まちづくりを進める必要があります。

問2 大洗町の景観に対する愛着や誇り

n=593



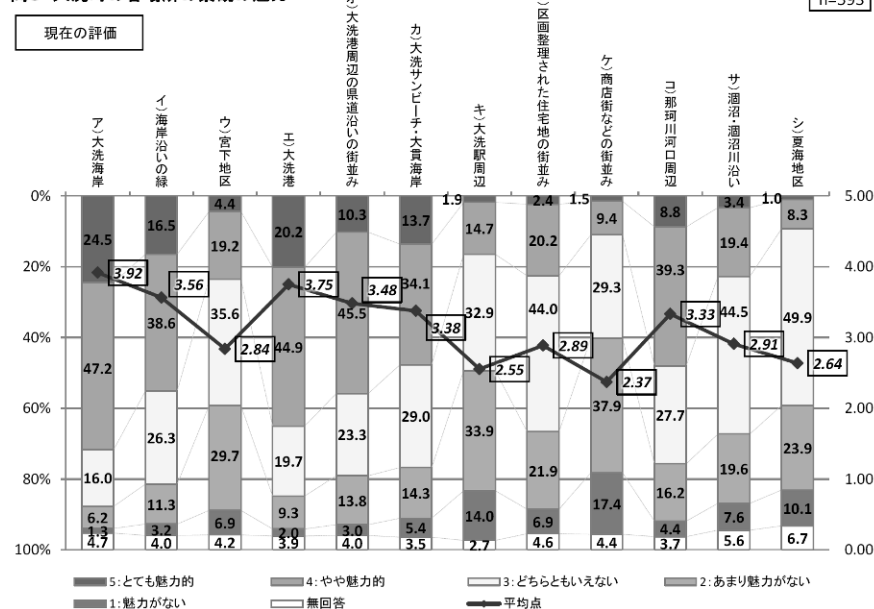
- 1 愛着や誇りを感じている
- 2 愛着や誇りを少し感じている
- 3 どちらでもない
- 4 愛着や誇りをあまり感じない
- 5 愛着や誇りを全く感じない
- 無回答

問3 大洗町の各場所の景観（景色や風景、街並みなど）について、魅力的だと思いますか？
また、以前と比較してどのように思いますか。【それぞれ1つずつ選択】

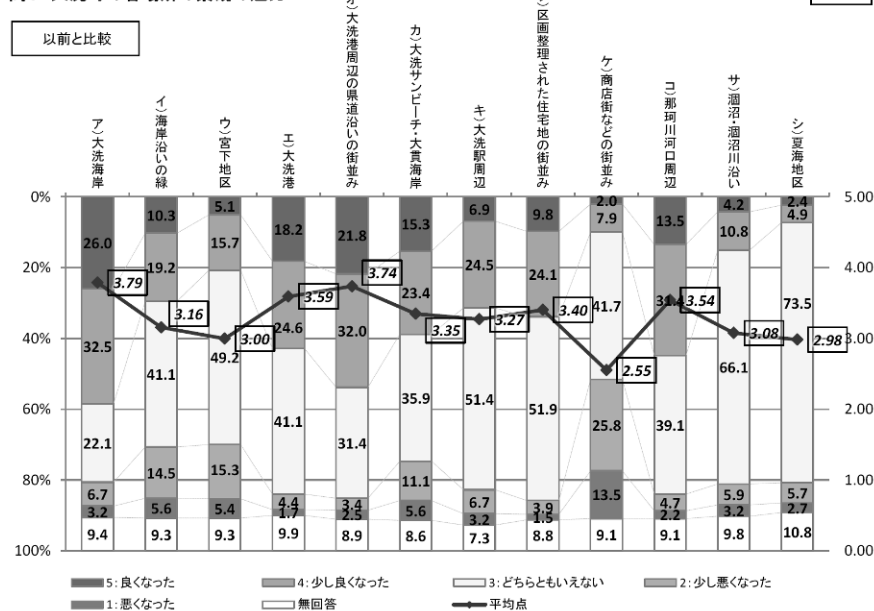
■「大洗海岸」「大洗港」は現在の評価が高く、「商店街などの街並み」「大洗駅周辺」は評価が低い。

現在の評価をみると、平均では「大洗海岸」(3.92)、「大洗港」(3.75)、「海岸沿いの緑」(3.56)などが高く、一方、「商店街などの街並み」(2.37)、「大洗駅周辺」(2.55)、「夏海地区」(2.64)などが低くなっています。

問3 大洗町の各場所の景観の魅力



問3 大洗町の各場所の景観の魅力



■「大洗海岸」「大洗港周辺の県道沿いの街並み」「大洗港」は景観が向上、「商店街などの街並み」は低下。

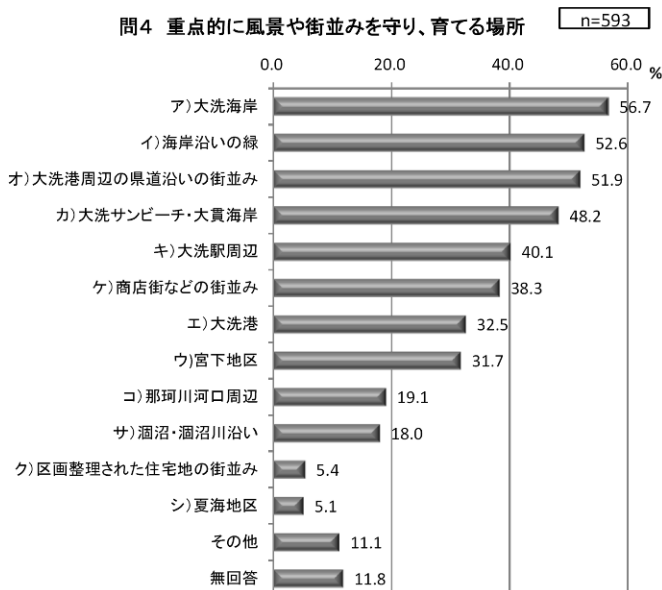
以前と比較した評価をみると、平均では「大洗海岸」(3.79)、「大洗港周辺の県道沿いの街並み」(3.74)、「大洗港」(3.59)などが高くなっています。一方、「商店街などの街並み」(2.55)は最も低く、「悪くなった・少し悪くなった」という回答が他の項目よりもかなり多くなっており、今後何らかの景観向上策が必要です。

問4 今後、町の顔として、重点的に風景や街並みを守り、育てる場所はどこだと思いますか？

【問3のア）～シ）から5つまで選択】 ※該当する場所が無い場合は具体的に記入

■重点的に守り育てる景観は「大洗海岸」「海岸沿いの緑」「大洗港周辺の県道沿いの街並み」「大洗駅周辺」「商店街などの街並み」「宮下地区」なども重要な場所。

「大洗海岸」(56.7%)、「海岸沿いの緑」(52.6%)、「大洗港周辺の県道沿いの街並み」(51.9%)など海岸沿いの風景に回答が集中しています。また、「大洗駅周辺」や「商店街などの街並み」「宮下地区」といった現在の評価が低かった項目についても、3割以上の人が重点的に守り、育てる場所としており、今後景観づくりで重要な地区と考えられます。



問5 あなたが、特に大洗町らしさを感じる風景や自慢したい風景は何ですか？

【写真を参考に5つまで選択】 ※該当するものが無い場合は具体的に記入

■大洗町らしさを感じる景観は「神磯鳥居」「大洗磯前神社」「海辺の朝日」が過半数。

「松林」「湖畔の夕日」は中高年層、「マリンスポーツ」「大洗鹿島線」は若年層が支持する風景。

「神磯鳥居」(64.9%)、「大洗磯前神社」(57.3%)、「海辺の朝日」(50.4%)が半数以上、次いで「海水浴」(34.7%)、「大鳥居」(32.4%)が上位を占めています。年代別にみると、「松林」や「湖畔の夕日」は、40歳代以上で全項目中10位以内に入り、「マリンスポーツ」や「大洗鹿島線」は、20・30歳代の若年層で10位以内となっています。今後はこれらの風景やシンボルの保全・活用策が必要です。

1位「神磯鳥居」 385件 (64.9%)	2位「大洗磯前神社」 340件 (57.3%)	3位「海辺の朝日」 299件 (50.4%)	4位「海水浴」 206件 (34.7%)	5位「大鳥居」 192件 (32.4%)
				
6位「フェリーターミナル」 148件 (25.0%)	7位「湖畔の夕日」 135件 (22.8%)	8位「松林」 115件 (19.4%)	9位「大洗マリンタワー」 107件 (18.0%)	10位「渚」 80件 (13.5%)
				

問6 大洗町は海辺や川に囲まれた眺めの美しい町ですが、あなたはそこで、「どの辺り」からみる眺めが特によいと思いますか？【回答欄の（ ）に直接記入】

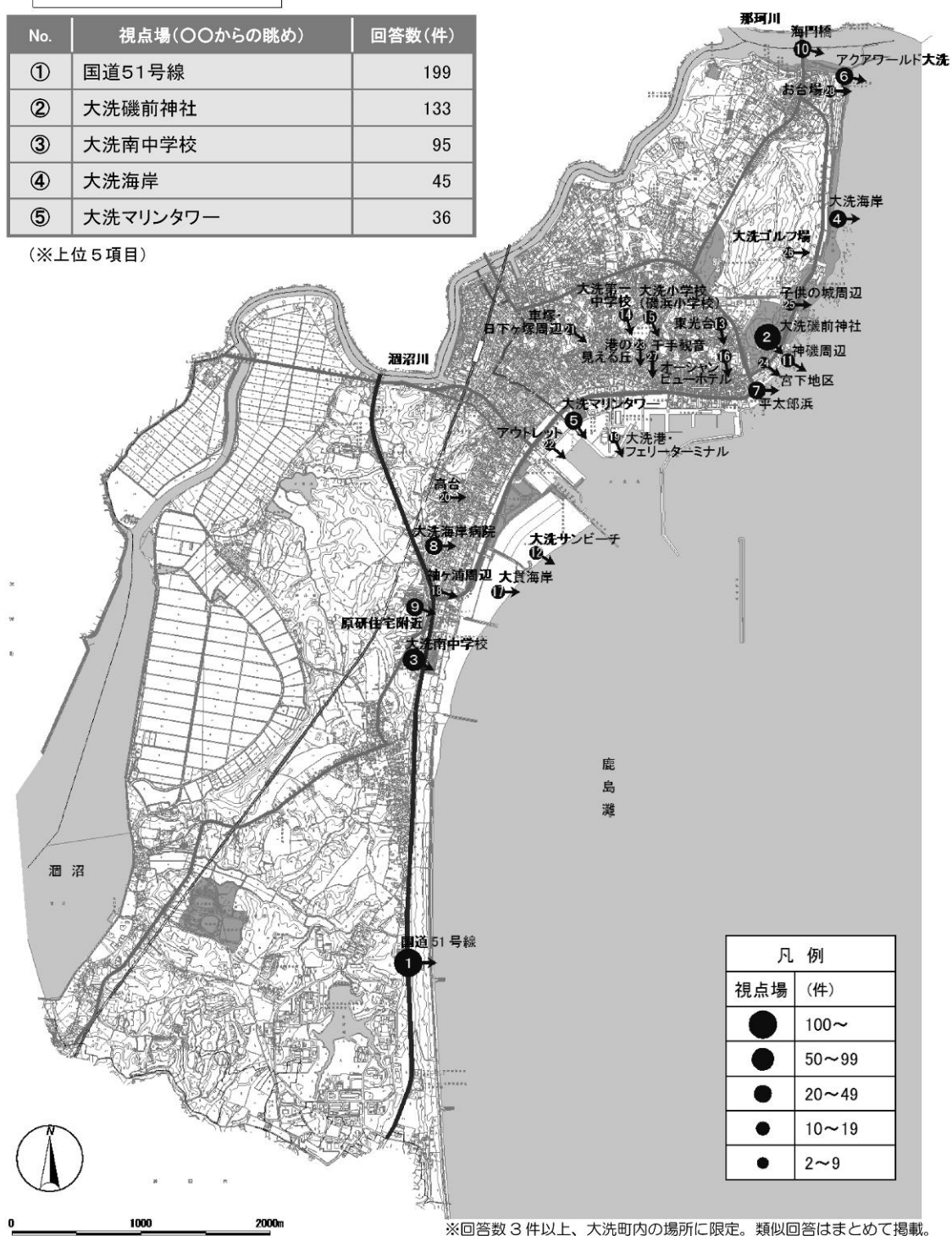
■海の眺めがよい場所は「国道51号」「大洗磯前神社」「大洗南中学校」「大洗海岸」「大洗マリンタワー」など。

町内の眺望について、海の眺めのよい場所は「国道51号」(199件)、「大洗磯前神社」(133件)、「大洗南中学校」(95件)などが多く、今後は眺望景観の保全やビュースポットの整備などの検討が必要です。

海の眺めがよい場所

No.	視点場(〇〇からの眺め)	回答数(件)
①	国道51号線	199
②	大洗磯前神社	133
③	大洗南中学校	95
④	大洗海岸	45
⑤	大洗マリンタワー	36

(※上位5項目)



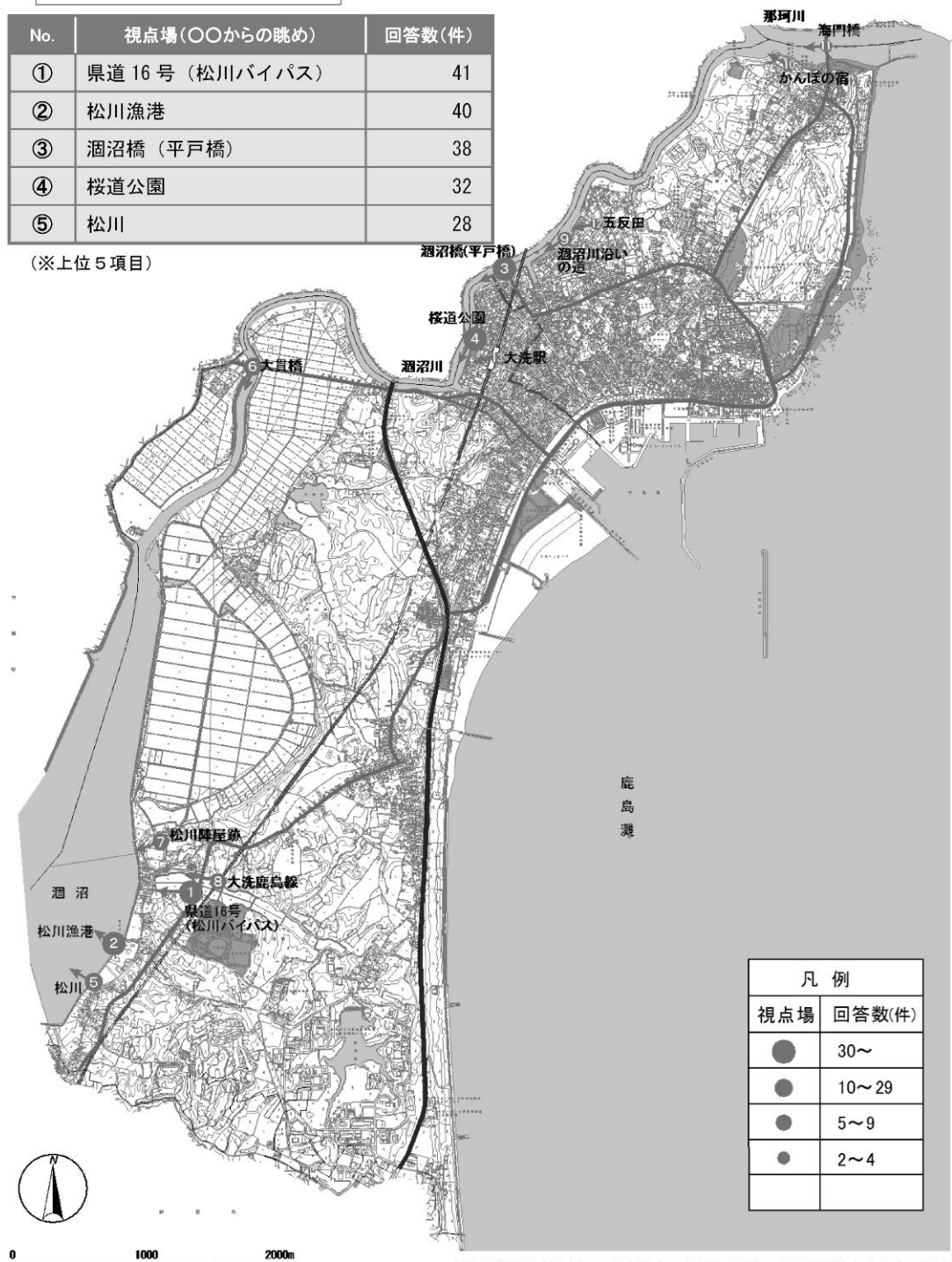
■涸沼（涸沼川）の眺めがよい場所は「県道 16 号（松川バイパス）」「松川漁港」「涸沼橋（平戸橋）」など。

潟沼（潟沼川）の眺めがよい場所は「県道 16 号（松川バイパス）」（41 件）、「松川漁港」（40 件）、「潟沼橋（平戸橋）」（38 件）などとなっています。海の眺めがよい場所と同様に、今後は眺望景観の保全やビュースポットの整備など、景観資源として活用の検討が必要です。

湍沼の眺めがよい場所

No.	視点場(〇〇からの眺め)	回答数(件)
①	県道 16 号 (松川バイパス)	41
②	松川漁港	40
③	湊沼橋 (平戸橋)	38
④	桜道公園	32
⑤	松川	28

(※上位5項目)



※回答数 3 件以上、大洗町内の場所に限定。類似回答はまとめて掲載。

■那珂川の眺めがよい場所は「海門橋」「かんぼの宿大洗」「巖船の夕照」「アクアワールド大洗」など。

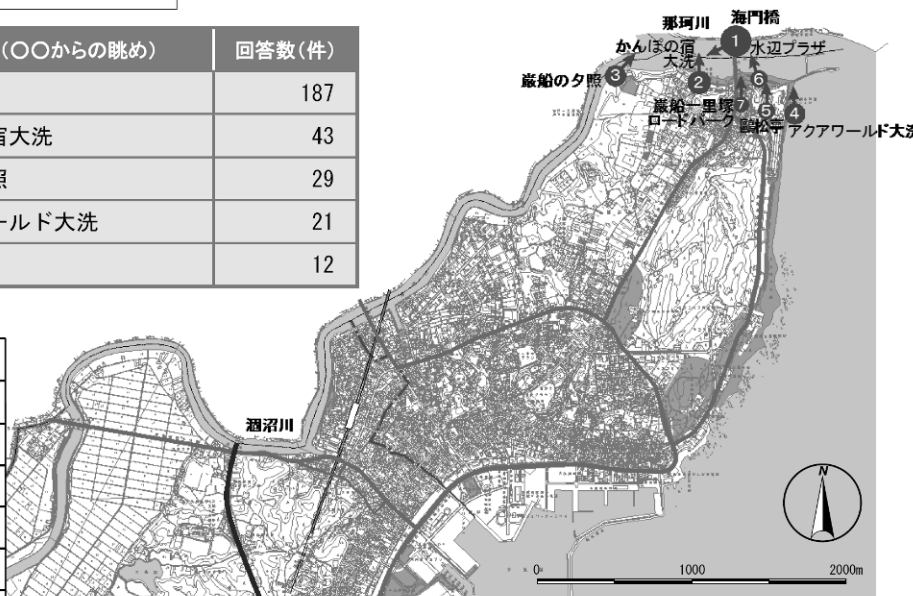
那珂川の眺めのよい場所は「海門橋」(187件)、「かんぼの宿大洗」(43件)、「巖船の夕照」(29件)、「アクアワールド大洗」(21件)などが多くなっています。

那珂川の眺めがよい場所

No.	視点場(〇〇からの眺め)	回答数(件)
①	海門橋	187
②	かんぼの宿大洗	43
③	巖船の夕照	29
④	アクアワールド大洗	21
⑤	鷗松亭	12

(※上位5項目)

凡 例	
視点場	回答数(件)
●	100～
●	20～99
●	10～19
●	2～9



※回答数3件以上、大洗町内の場所に限定。類似回答はまとめて掲載。

■その他の眺めがよい場所は、海と街並み、夕日と筑波山、富士山などが眺められる場所。

その他、「大洗磯前神社」「国道51号」「平太郎浜」「大洗南中学校」「大洗マリンタワー」など海と街並みの眺めがよい場所や、「車塚・日下ヶ塚周辺」「海門橋」など夕日や筑波山、富士山などの山々の眺めがよい場所が多く挙げられています。

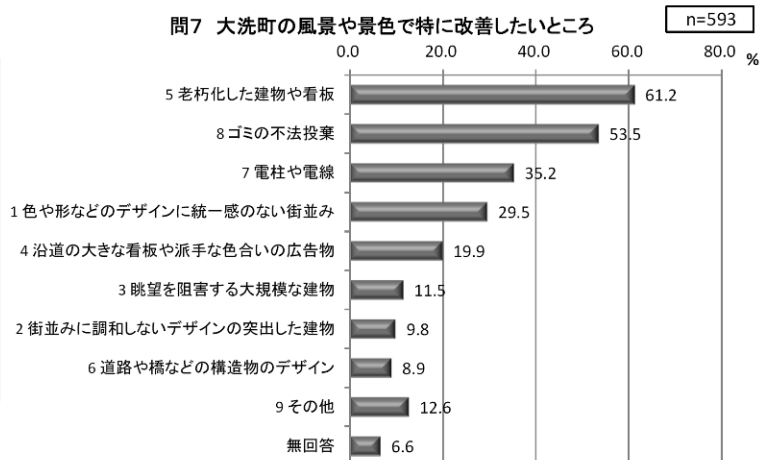
No.	視点場(〇〇から)	回答数(件)	主な対象(〇〇の眺め)
①	大洗磯前神社	38	朝日、海(鳥居越しの海)、神磯鳥居、水平線、松林
②	国道51号	30	海、松、大洗海岸、フェリー、旅館街、大洗の町並み、夜景、大洗マリンタワー、袖ヶ浦、月、大洗サンビーチ
③	平太郎浜	26	朝日、海、鹿島方面、月、灯台、波打ち際、フェリー
④	大洗南中学校	19	海、大洗サンビーチ、大洗磯前神社周辺、大洗港、夜景、涸沼の夕日、街並み
⑤	大洗マリンタワー	18	海、町並み(町全体)、夜景、水平線、富士山、フェリー、船、水戸方面
⑥	大洗海岸	17	海、朝日、月、神磯鳥居、松林、大洗磯前神社正面、鹿島港方面の夜景、水平線
⑦	アクアワールド大洗	15	朝日、海、海門橋、那珂川河口、那珂湊港、フェリー入港、松林と海、平磯の遠景
⑧	車塚・日下ヶ塚周辺	14	海、大洗サンビーチ、大洗マリンタワー、関東平野、町並み、夕日、筑波山、富士山
⑨	海門橋	13	海、川、筑波山、栃木の山々、夕日
⑩	松川周辺	12	涸沼、筑波山、夕日、富士山

(※上位10項目)

問7 大洗町の風景や景色で特に改善したいところは何ですか？【3つまで選択】

■特に改善したいところは「老朽化した建物や看板」「ゴミの不法投棄」。

「老朽化した建物や看板」(61.2%)が最も多く、次いで「ゴミの不法投棄」(53.5%)で、半数以上の人々がこれらの項目を選択しています。また、「その他」の回答では、「空き家・空き店舗・空地」が多く挙げられており、改善策の検討が必要です。

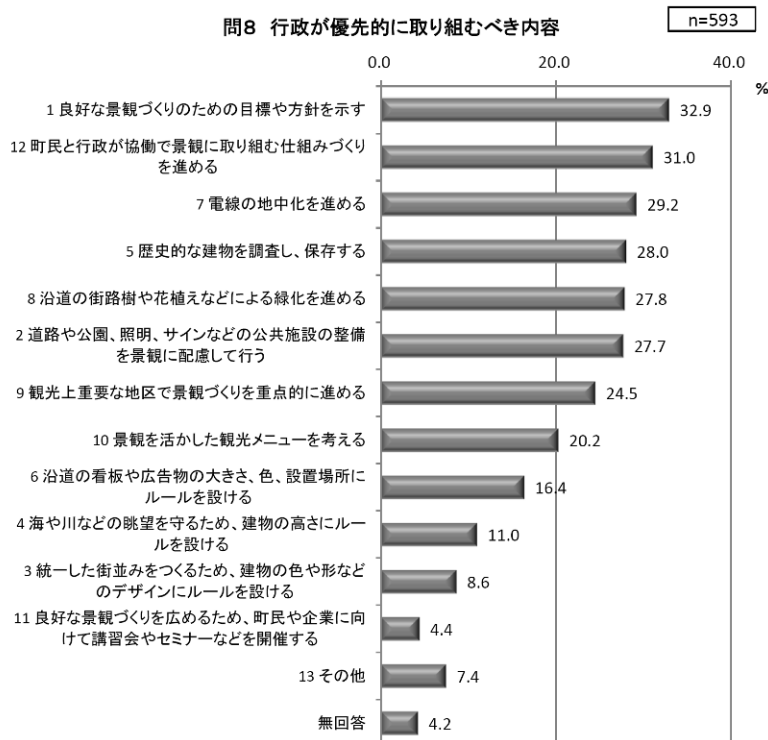


調査結果2：今後の景観づくりの取り組みについて

問8 大洗町の景観（景色や風景、街並みなど）を守り、育てるために、行政が優先的に取り組むべき内容は何だと思いますか？【3つまで選択】

■行政が優先的に取り組むべき内容は、「良好な景観づくりのための目標や方針を示す」「町民と行政が協働で景観に取り組む仕組みづくり」。まずは方針や体制づくり必要。

「良好な景観づくりのための目標や方針を示す」(32.9%)が最も多く、次いで「町民と行政が協働で景観に取り組む仕組みづくりを進める」(31.0%)となっており、まずは景観行政を進めるための方針や体制づくりに取り組むことが必要です。



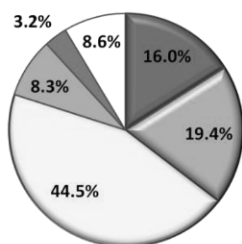
問9 今後、町全体で良好な景観づくりを進めるためには、みんなが共有するルールを設けることが考えられます。このようなルールづくりについてどのようにお考えですか？【1つ選択】

■良好な景観のため「ルールを定める」が約8割。「看板や広告物の大きさ、形、色など」のルールが必要。

良好な景観づくりを進めるため、約8割が「ルールを定める」と回答しており、「町全体に緩やかなルールを定め、重点地区に細かなルールを定める」(44.5%)が最も多くなっています。またその中で、必要だと思うルールの内容は、「看板や広告物の大きさ、形、色など」(65.0%)が最も多くなっています。

問9 ルールづくりについて

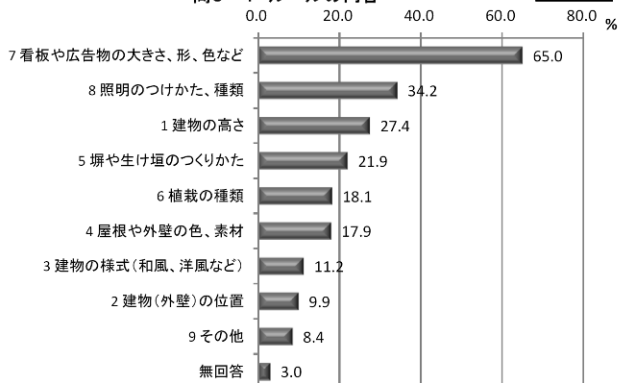
n=593



- 1 町全体にルールを定める
- 2 道路沿いや観光地などの重点地区にのみルールを定める
- 3 町全体に緩やかなルールを定め、重点地区に細かなルールを定める
- 4 町全体にルールは定めない
- 5 その他
- 無回答

問9-1 ルールの内容

n=474



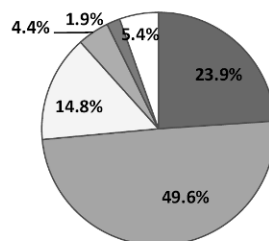
問10 あなたは、大洗町の景観を良くするための活動に関心がありますか？【1つ選択】

■景観を良くするための活動に「関心がある」が7割以上。

活動について、「少し関心がある」(49.6%)が最も多く、「とても関心がある」(23.9%)を含めると、「関心がある」という回答は7割以上となっています。

問10 景観を良くするための活動への関心

n=593



- 1 とても関心がある
- 2 少し関心がある
- 3 どちらでもない
- 4 あまり関心がない
- 5 全く関心がない
- 無回答

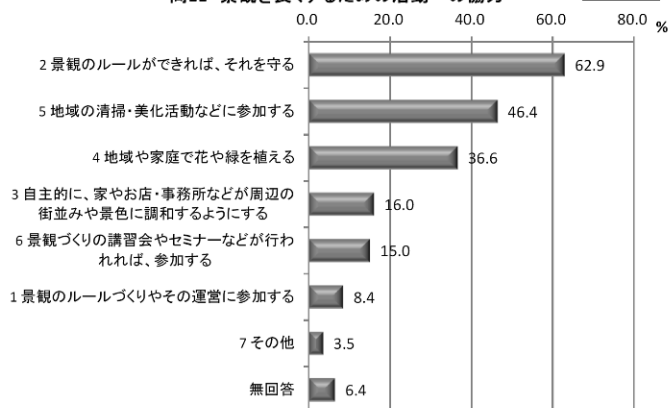
問11 大洗町の景観を良くするための活動に対して、どの程度協力できると思いますか？【全て選択】

■活動への協力は「景観のルールができれば、それを守る」が6割以上。

「景観のルールができれば、それを守る」(62.9%)が最も多く、次いで「地域の清掃・美化活動などに参加する」(46.4%)、「地域や家庭で花や緑を植える」(36.6%)となっており、これを踏まえ身近な活動から町民と行政が協力して景観づくりを進めていくことが必要です。

問11 景観を良くするための活動への協力

n=593



お問い合わせ先

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました！

大洗町 都市建設課 計画開発係

TEL (029) 267-5111 (内線256) FAX (029) 266-3577

mail: toshiken@town.oarai.lg.jp

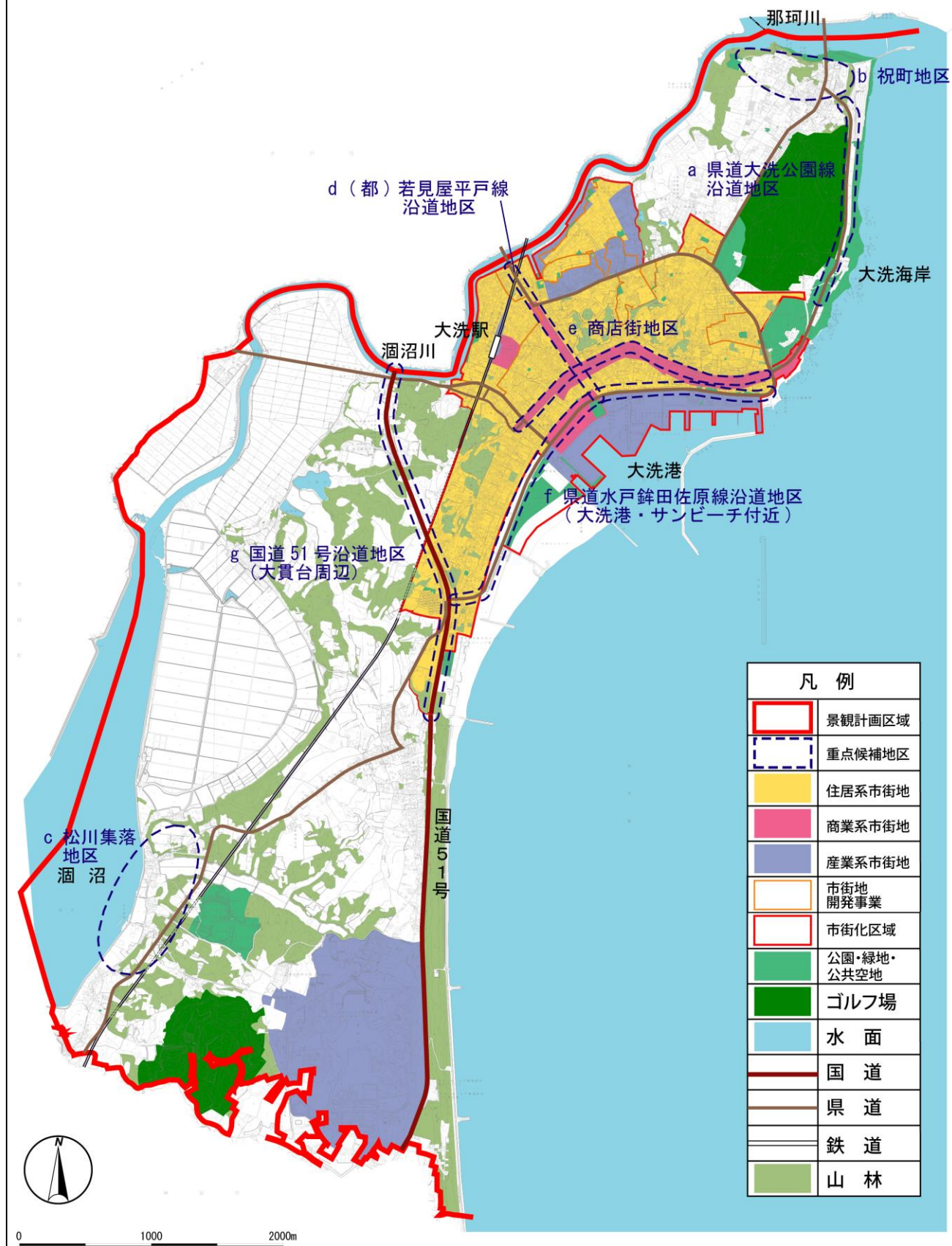
3. 景観形成重点候補地区

意向調査の結果や景観形成基本方針を踏まえ、各「拠点」において、大洗町の景観形成上重要性が高いと思われる候補地区を掲げ、各概要を整理します。今後、景観形成に対する地区住民等との協議や具体的な取り組みの熟度に応じて、条例への位置づけを検討していきます。

■景観形成上重要な地区（重点候補地区）

拠点・地区	概 要	取り組み方針
観光拠点①【大洗海岸公園周辺】		
a 県道大洗公園線沿道地区	・県立自然公園区域内を通過しており、現在もボリュームのある松林の緑とスカイラインが整えられています。 ・アクアワールド大洗や大洗海岸なども位置しており、本町を代表する観光道路として景観誘導が必要と考えられます。	景観の維持・保全
b 祝町地区	・願入寺の門前集落と渡船集落として形成された集落であるとともに、巖船一里塚ロードパークや水辺プラザ等からの那珂川河口の眺望も良好であることから、歴史や自然景観を楽しむ空間として期待されます。	景観の維持・保全
観光拠点②【総合運動公園・涸沼周辺】		
c 松川集落地区	・古くから形成されてきた集落で、涸沼湖畔で歴史的資源や屋敷林・生垣が連続する集落景観を有しており、地域の歴史要素の継承を図るため、景観の保全・誘導が期待されます。	景観の維持・保全
中心拠点【市街地中心部】		
d (都)若見屋平戸線沿道地区	・水戸大洗ICから観光拠点への入り口となる地区であり、サインや屋外広告物等の誘導等が必要となっています。	景観の維持・保全
e 商店街地区	・古くから街道に沿って形成された商店街であり、最寄品の他、旅館や海産物を扱う店舗もあり、旅行者が散策する姿も見受けられます。 ・歴史ある建築物も分布していることから、このような資源を生かしつつ、商店街や散策空間としての魅力向上を図るため、建築物の活用や沿道景観の整備が期待されます。	景観の整備
産業観光拠点【臨港地区周辺】		
f 県道水戸鉾田佐原線沿道地区 (大洗港・サンビーチ付近)	・市街地と海辺の境界を通過しており、観光、産業、生活等多様な景観要素が混在する地区です。 ・県道大洗公園線沿道とともに、海沿いを走り、本町の代表的な観光ゾーンであることから、異なる要素の調和を図りながら景観誘導を図ることが必要と考えられます。	景観の維持・保全
景観軸【景観道路・鉄道】		
g 国道51号沿道地区 (大貫台周辺)	・町外から観光拠点への入り口となる地区であり、サインや屋外広告物等の誘導等が必要となっています。	景観の維持・保全

■景観形成重点候補地区



大洗町おもてなし景観づくり

大洗町景観計画

平成 27 年 12 月

大 洗 町



大洗の海が育む「自然」と「暮らしの営み」を活かし
地域全体で迎える「おもてなし」景観づくり

大 洗 町

